

ムヘキハ殊ニ最モ必要ノ事ト被存候就テハ自今公共團體ニ於テ災害復舊費、傳染病豫防費、水利ニ關スル諸費並大正二年以前ニ著手シタル繼續事業其他特ニ必要已ムヲ得サル事業費等ノ爲メ起債ヲ爲スニ當リテモ能ク緩急ヲ稽査シ出來得ル限リ經費ヲ節約シ以テ起債額ヲ減少スルニ勉ムヘキハ勿論其事業ノ施設カ團體ノ實況ニ照シ極メテ緊要ニシテ他ニ適當ノ財源ナク且經費ニ於テモ節約ノ餘地ヲ存セサル等ノ事情アル場合ノ外ハ詮議不相成候條右ノ趣旨十分徹底候様致度(傍點筆者、以下略)

此の通牒は、最も代表的なものであつて、よく政府の地方債に對する從來の方針を傳へて居ると思ふ。尤も此の通牒が出たところの背景として、財政一般の整理緊縮が要求せられ、經濟界が不況に喘いで居つたことは明かである。従つて其の角度からの要求もあつて可成り地方債抑制を強く唱へて居ることも事實であるが、併し斯う云ふ考へ方が、所謂地方財政の健全化と云ふことに對する一般的な行き方でもあつて、爾來政府に依つて屢々唱へられ來つたところである。此の通牒の中で、償還財源を事業の収益に待つものに對しては抑制を加へざるが如き趣を傳へて居つて、稍々進歩的になつて來て居るが、通牒の後段に於ては、他の起債と一緒に呑み下して了つて居る。其の後政府の政策と照應して、起債許可に關する通牒が幾度か出て居るが、其の主なものを持つて見ると次の如きものがあるのである。

(イ) 大正十三年十二月十八日內務省發地第七四號通牒 地方財政の整理緊縮に關する方針と經濟界の狀況とに鑑み、一定の範圍に起債目的を限局し、急施ヲ要シ、償還計畫確實ニシテ且住民ノ負

擔過重ニ互ラサルハ勿論眞ニ必要ノ程度ヲ超エサルモノニ限り之ヲ許可スル旨を明かにしたのである。

(ロ) 昭和四年七月十五日內務省訓令第九七三號 政府が國際的不況時代に處し、我が國經濟界の建直しを斷行し、金解禁を行つて國際間に於ける帝國の地歩を確保せんが爲、中央地方に互り財政整理を敢行することとし、地方債の許可に就いても左記の如き抑制の方針を堅持することとしたのである。

- 一 新規事業ニ付テハ災害豫防及復舊事業並失業救濟事業ノ如キモノニシテ眞ニ緊急避クヘカラサルモノノ外之ヲ許可セサルコト
- 二 既ニ起債ノ許可ヲ爲シタル事業ト雖極力之ヲ打切又ハ繰延ヲ實行セシムルコト

右訓令に關聯して種々の補則的通牒が發せられ其の徹底が圖られたのである。

(ハ) 昭和七年一月十三日發地第一號通牒 此の年も亦内外の情勢に鑑み、依然として地方行政財政並に税制の整理に付いて、政府は施策を講ずるの方針の下に、地方債に付いても亦抑制の方針は大體之を承繼されることとなつたのであつて、「従前ノ如ク必スシモ之ヲ災害豫防、災害復舊、失業救濟等ノ目的ノ爲メニスルモノノミニ限定セスト雖之ヲ各場合ノ必要ニ應シ缺クヘカラサル程度ニ止ムルヲ旨トシ起債ノ計畫ヲ爲ス場合ニハ殊ニ確實ナル財政計畫ノ樹立ニ意ヲ致シ且其ノ執行ニ際シテハ

濫ニ陥ラサル様之ヲ戒メ之カ爲荷モ禍ヲ後年度ニ貽スカ如キニト無キニ様地方財務當局に對し、深く其の注意を喚起したのである。

(ニ) 支那事變勃發と地方債 昭和十二年七月支那事變の勃發するや、我が國は、財政並に經濟の各般に互り、戰時體制を整備するの要緊なるものがあるのを認め政府は急速に之に關する施策を樹立決定したのである。

要は、事變目的遂行の爲に國家の總力を發揚すると共に、物資、資金及勞力を國策の重點に集中する爲に、國及地方を通じ、平常的事業に關する經費を極力抑制し、以て國家活動をして戰時に即應して、有效適切なるものたらしめんと圖つたのである。

此の爲に、國の豫算に於ても直接戰爭遂行の爲に必要な經費等を除き、一般的に出來得る丈の節約を圖ることと共に、地方豫算に對しても能ふ限りの節約を求めたのである。

従つて地方債に付いても、政府は、之を抑制すべきことを閣議に於て決定し、主務省は直ちに其の趣旨に基き地方長官に對し詳細なる通牒を發したのである。

日露戰爭は、我が國が國運を賭して戰つた大戰爭であつて、政府は、其の巨大なる軍事費を調達する爲非常時特別税法を制定すると共に、地方税制限を強化し、且地方財政の緊縮を命じたのである。地方財政の經理に關する指示を今讀んでみても、當時の政府が、如何に深刻、悲痛の決意を懷いて、

事に臨んで居つたかが、分るのである。

今回の大東亞戰爭は、其の規模に於て、其の意義に於て、日露戰爭に比し更に重且大なるものであることは云ふ迄もないところであつて、政府も亦一層慎重に事に臨んで居るのであるが、地方財政の經理に關する政府の指示、就中地方債の許可方針に於ては、同じく、抑制を求めて居るのであるが其の間著しく異なるものが存するのである。此のことは洵に大切な點であつて、關係者の深く意を須ふべきところであると思ふ。

(1) 即ち日露戰爭は唯露西亞を打敗れば可いと云ふ状態の下に於ける戰爭であつたのであるから、戰爭の遂行に適應した、國內體制さえ整備すればよろしかつたのであるが、大東亞戰爭は、蔣介石一派の軍閥を打倒すると共に、新支那の建設から、更に進んで米英の勢力を東亞の天地より驅逐して大東亞共榮圈を確立せんとする建設部面をも擔當して行かねばならぬのであるから、戰爭に勝つことは勿論、同時に、宣撫、開發等の平和的活動をも進めて行かねばならぬのである。東亞の盟主としての地位に迄押し進めて行く國家體制を整備せねばならぬのである。

従つて、日露戰爭のときに於て財政經理は、著しく消極的緊縮一點張りであつたものが、今度は、緊縮節約と共に可成り積極的要素をも含んで居ることが認められるのである。

昭和十二年度の豫算の實行及昭和十三年度の豫算編成並に實行に就いては、平時豫算を戰時體制化

する變遷に於て、節約と云ふことが強調せられたのであるが、次第に國家總動員上緊急を要する諸政策の徹底強化を圖らんが爲に、重要物資、資金並に勞力の需給調整に意を用ひることに主眼點を置くことと成つたのである。

(2) 消極的節約一點張りに墮せず、物資、資金及勞力が、國家の需要を充たすことが出來さへするならば、地方團體も財政上積極的建設部面に向つて、考慮を拂つてよろしいと云ふのである。即ち生産力擴充であるとか、高度國防國家體制への完成に向つて、諸般の施設を進めることは、此の際むしろ必要なことである。

起債に關しても、償還能力の有無と云ふことを考へること、むしろ大切であるが、譬ひ償還能力があり、當該團體の財政が健全であつても、起債事業が重要物資を多量に必要とし、多額の資金借入を要し且多數の勞務者を必要とするものであつて、國家的見地より觀て、物資、資金並に勞務の需給調整上面白くないと云ふ場合に於ては、其の起債は之を許可しないと云ふことになるのである。又起債に付いて當該團體のみの利害からすれば第一に必要とせらるる起債事業を暫く措いて、むしろ國家的見地から見て急速施行を要すと認められる方の事業に付いて優先して起債が許可せられると云ふ様な場合も屢々起つてくるのである。

重要物資鋼材、銑鐵、各種非鐵金屬等に關しては、毎年度企畫院に於て所謂物動(物資動員計畫の略)を

定め、閣議の決定を経て、重要物資割當の實施に當つて居るのである。即ち、物動に依つて年度間に於ける軍需、國、公共團體用、民需等に對する重要物資の使用量の割當を決定する。例へば公共團體の使用する鋼材、銑鐵に付いては、物動に公共團體用として道府縣及び市町村分が割當てられて居つて、各府縣分及び管下市町村分が一括して夫々當該地方長官に通達せられるのである。但し電氣事業關係、鐵道軌道關係等の特殊事業の分は、便宜上夫々該當の民需の中に一括して入つて居つて、取扱ひが異つて居る。而して公共團體が鋼材を使用する事業を起さうとする場合は、地方長官から鋼材等の使用量の割當を受け、更に昭和十二年十月商工省令第二十四號を以て施行された「鐵鋼工作物築造許可規則」に依る許可を受け、始めて工事に著手するとか、發註するとか云ふことが出來るわけである。

資金即ち地方債所要資金に付いては、地方債の年度内元金償還分を自己資金と見、之と、國民所得の中から預金其の他の蓄積の形式に依つて、新に獲得せられる資金の中より地方債の方へ廻して貰ふ新規資金とに依つて賄つてゆくことになつて居るのである。而して地方債、國債消化、産業資金と云ふ風に新規資金の各方面に對する割當てに關する計畫が、資金統制計畫と云ふものであつて、之亦毎年度企畫院に於て作製の上、閣議の決定を経て實施するものである。勞務の需給統制に關する動員計畫は今のところ迄地方公共團體に對する割當て等のことは行つて居らないから、各地方の實情に應じ

適當對處するより他ないのである。

尙物資の中セメント、木材等に付いても大體鐵材と同様地方公共團體等に對する割當てを行つて居るのである。

物資、資金竝に勞務需給調整に意を用ひることは、結局前に申し述べた諸計畫實施の線に沿うて、其の變動等に直ちに適應すべく、用意しつつ更に諸般の情勢よりして、將來に對する見透しをもつけつつ、事業を企畫し、又之に著手すると云ふことであつて、云ふは易く、行ふのは仲々六づかしい問題である。然し之を怠つては、時局下に於て事業を企畫し、實施することは出來難い。近時政府が、地方豫算の編成及地方債の許可方針を示し、又地方債に關する取扱ひ方につき變更を加へたのは、要するに、地方豫算とか地方債とか云ふものをして、政府の行はんとする物資、資金及勞務の需給調整に即應せしめんとすることに外ならぬのである。

地方債の方針に付いては、昭和十二年九月十一日内務省發地第九七號通牒があり、續いて、昭和十三年八月二十五日發地第七九號通牒が發せられたのであるが、茲に後者に付き若干の解説を試みて、一層の理解を得られたいと思ふのである。

地方債抑制の方針を貫いて居る大きな眼目は、國庫の補助あるもの及び國防上又は時局に鑑み、緊急差し置き難き生産力擴充上に必要なものの外原則として之を認めないと謂ふことである。換言す

れば、國庫の補助のない府縣費、市町村費單獨施行の事業の如きは、特殊の事由のない限り之を認めないと云ふ意味である。

國庫の補助のあるものと云ふと、一應國が其の事業の重要性を認めて補助費を支出することを承認したものであるとみて、物資等の供給に關し格別の支障のない限りは、其の補助の對象となつた金額に付いて起債を考慮するのが當然であると考へられて居るのである。

第二節 地方債各論

第一款 毎年度の起債全體計畫

昭和十五年七月二十日内務省發地第七三號起債計畫並に起債許可稟請書ニ關スル件依命通牒に依つて示されたところの、起債計畫の話から先づ進めてみたいと思ふ。起債計畫と云ふ言葉は、耳新しい言葉であるが、其の意味は、新に地方公共團體に對して要求せられたところの、起債の年度計畫とも云ふべきものである。何故政府は、この様なものの作製を新に道府縣及市町村に課したのかと云ふに、次の如き理由があるからである。

大東亞戰爭の發生以來、地方財政の運営に關して、地方豫算とか地方財政の戰時體制化と云ふこと

が、唱道され來つたのであるが、其の謂ふところは、地方財政も亦經濟統制とか、經濟の計畫化とか呼ばれる形體に次第に整備せられてゆかねばならぬと云ふことである。就中、戰爭目的遂行の爲に、之に必要な重要物資を確保し、軍需産業方面に國力を集中してゆく爲に、資金、勞力等の需給統制を強化することが、著々進んできて、政府に於て或は物資動員計畫、或は資金統制計畫、或は勞務動員計畫等の諸々の根本的年度計畫が設定せられてゆく情況に在るので、地方公共團體も亦此の趣旨に則り、其の豫算の運営、財政の經理をして凡て此等の諸計畫に即應させ、以て國、地方が愈々一體となり時艱克服に當るべきであると思ふ。従つて、起債計畫の要は、「政府ニ於テ決定スル資金統制計畫及物資動員計畫等ニ適應セシムル爲」に於て、「道府縣及市町村其ノ他公共團體」に於て、「毎年度當初ニ於テ」一ヶ年間の全體計畫を定めると云ふことである。謂ひ換へれば、地方豫算の戰時體制化の一つの具現であり、從來よりも更に戰時體制化を強めて行かふと云ふことに過ぎないのである。仍て起債計畫に付いてももう少し詳細なことを述べてみたいと思ふ。

(1) 道府縣、市町村、水利組合及び北海道土功組合は、爾今毎年度、年度の當初に於て其の一ヶ年度間の起債の全體計畫を設定しなければならぬのである。

(イ) 全體計畫は大臣許可債たるを、知事許可債たるを問はず、之を網羅する必要があるのである。勿論内務省に進達すべき分は、大臣許可債の分のみでよろしいのである。

道府縣及六大都市の分は通牒に其の計畫設定の方法が示されてあるが、其の他の市町村等の分に付いては、適宜地方長官が之を指示すればよろしいのである。

(ロ) 全體計畫であるから、凡そ年度の當初に於て豫見し得べきものは、全部之を計畫に織り込まなければならぬのである。已むを得ないものは、年度中途に於て織り込んで差支へないのであるが、之に對する資金や物資の留保はないのであるから、實際問題として起債の許可を受くることは困難である。

(ハ) 毎年度其の當初に於て計畫を樹立するのであるから、市町村豫算は、市制町村制の定むる通り、遅くとも年度開始の一月前に於て市町村會の議決を経なければならぬのである。萬一所定の期限迄に市町村豫算が決定せず、従て起債の全體計畫の設定が遅延する様なことがあれば、當該團體分の起債は、地方債全體計畫から漏れて、そのことだけで、當該團體の起債の許可はないことになるかも知れないのである。

(2) 起債計畫は、「國策ニ協力スルト共ニ起債事業ヲシテ眞ニ實行可能ナルモノヲラシメントスル趣旨」であつて、全國市町村等の分を道府縣の分と共に、當該道府縣より内務省に提出せしめ、内務省は、全國の起債計畫を通覽して、之と資金統制計畫に於ける地方債資金とを照應し、又物資動員計畫に於ける公共團體使用容認分とを照應して、起債詮議の根本方針及起債許可額の地方團體間の割當て

を定めて行くこととなるのである。

起債詮議の當局者は、起債計畫に依つて、當該年度に於ける全國の起債事業を統一的に把握することが出来、又國家的見地より夫等の事業の必要性及緊迫性に付いての價值判斷を下すことが出来、又早いもの勝ちに陥らぬ様、緩急宜ろしきを制して許可を進めることが出来るのである。

起債計畫に依つて政府が如何なる操作を行ふかに付いて、もう少し詳細に話を進めたいと思ふ。

(イ) 資金統制計畫(企畫院に於て立案し閣議の決定を経るもの)に依つて、毎年度地方債新規所要資金と云ふものの最高限度が定められるので、地方債は自己資金分(舊債の元本償還額を指す)と新規資金分の合計額を限度として賄つて行くことになるのである。其の數字は昭和十七年度に於ては四億九千五百萬圓である。此の數字は毎年度同じものではない。而して地方債の許可稟請見込みは之よりも常に遙かに巨額なものであるが、豫算の緩急の度合等を視て、前記の數字の限度内に納めて行かぬばならぬのである。

而して道府縣及市町村に對して、極端な起債許可額の増減を避ける爲に、災害等の特別の事由のない限り、前年度の実績即ち前年度に於て許可せられた起債額(大臣許可債及知事許可債)を標準として、當該年度の起債許可額を割當てることになつて居るのであるが、一面実績に拘泥し過ぎると、團體間に可なり不公平な結果を生ずる惧れがあるので、重點主義に依つて、時局に鑑み眞に必要な事業に

對しては、実績の如何に拘らず起債許可を割當て、又時局に鑑み不急と認められる事業を含んで居ると認められる場合は、実績よりも下ることがあると謂ふ場合に、起債が詮議せられて行くことに成つて居るのである。

(ロ) 次に起債計畫に依つて如何なる操作を行ふかと云ふに、物資の統制である。之亦前にも述べた如く、重要物資に付いては、政府は、毎年度物資動員計畫を定めて、夫々需要の方面に對する割當てを行つて居るのであつて、公共團體も亦此の計畫に基いて、鐵材(普通鋼鐵、銑鐵)、特殊鋼、木材、セメント等の割當てを受けるのである。而して道府縣を單位として或は政府自ら、或は地方長官を通じて夫々公共團體に配分せられるのである。

毎年度道府縣及市町村が前記の如き物資を要求するのは、使用を希望する概數であつて、實に巨額に達するのであるが、實際割當てられる物資の量は、其の一割乃至二割に過ぎないのである。従つて起債事業の中に之等の物資を多額に必要とするものがあれば、大體實際に配給せられる額に近からしめる爲に、結局事業を抑へ、従つて起債を抑へることとなるのである。

起債計畫は、同時に、起債事業に伴ふ所要物資の調査をして、地方債を通じて、一面物資の使用統制を行はんとするのである。斯くして、地方團體は、起債計畫に付いて、次の様なことを學ばなければならぬ。

(1) 起債計畫は、毎年度設定するものであるが、事業を眞に實行可能ならしめる爲には、相當長期に亘つての調査研究を行ひ、財政計畫、事業計畫の確立を圖るの要があることを悟らねばならぬと思ふのである。所謂行き當りバッタリでは、事業が直ぐに行詰つて了ふのである。例へば、國民學校の増改築の如き、上下水道の擴張新設工事の如き、何れも多額の資金と物資とを要するものであるから相當長い眼で見、計畫を樹て、物資の實際の配給の状況、將來の見透し等を考慮に入れて、事業を計畫し、且實行に着手することが必要であることを、この起債計畫は暗示して居るのである。

(2) 時局に鑑みるのに、其の推移は洵に豫測し難いものがあるので、或は物資動員計畫などにも年度中途に於て、變更が加へられ、従つて公共團體配給豫定分が、減額せられることがないと云ふことを、何人も保證することは出来ないのである。従つて平素に於て此の對策を常に研究して置いて、重要物資を使用しない方法、代用品に依る方法、例へば米材の如き長物を使はないで、二階建ての學校建築をする方法とか、水道工事に於て、鐵管を使用しないでエタニットパイプを使用する方法等の技術的對策を考究して置くことが必要である。現に窮すれば通ずで、大阪では、地下高速度電鐵の隧道工事に付いて、無鐵筋コンクリート工法を斷行して、成功をして居るのである。事務と技術との緊密な結び付きは今後一層重要である。

(3) 勞務需給關係に付いても、起債計畫に當つて、深甚の考慮を拂ふの要があるのであつて、縱令起債が許可になつても、勞力の不足の爲に、工事が進捗しないと云ふ事例が尠くないのである。ただ地方團體としては、政府の決定する勞務動員計畫は知らされて居らないので、夫々地方の實狀を査察し、當該地方の人的不足の狀況等を考慮に入れて、起債計畫を設定することが必要と思はれる。

(4) 最後に、述べてみたいことは、往々にして、災害復舊土木工事とか、其他國庫補助事業等が相當分量あつても、何か地方費單獨支辨の事業がないと、物足りないと思ふ風に考へる向が尠くないのであるが、一應事業分量が、其の種類の如何に拘らず、各團體にあることを考慮に入れて、一つの團體にのみ起債許可額が集中されない様に詮議せられると云ふことも、亦一面已むを得ないところではないかと思はれるのであるから、地方團體に於ても亦、自らの事業消化量、消化能力を考へないで、事業を澤山とり込んで能事了れりとするが如き考へ方は、此の際清算しなければならぬと思ふのである。此の意味に於ても、起債計畫に盛らるべき事業は、集中主義、重點主義でなければならぬし、徒に新規の事業に走ることなく、差懸りの仕事を速かに完成して、其の効果の發揮に努めることが肝要であると思ふ。

第二款 起債の條件

地方債を起すのに、先づ其の根本となる起債の條件とでも云ふべきものに付いて、説明をしたいと

思ふ。即ち起債の方法、償還の方法、利息支拂の方法が之である。

一 起債の方法

起債の方法は、之を借入の方式、借入先、借入の時期に分つて話を進めたいと思ふ。

(1) 借入の方式 地方債借入の方式は、大體之を二種類に分つことが出来るのであつて、一は普通貸借の方法であり、一は債券發行である。

普通貸借の方法は、貸す方の側の金融機關から云ふと證書貸付とも謂ふし、債券發行の方式は、地方債放資とも呼ばれたり、地方債證券の發行とも呼ばれたりして居る。

少額又は短期の借入は普通貸借に依つて行はれるのが通例であり、従つて、小都市とか町村の起債の場合に多く用ひられてゐる。債券發行は、地方債證券を發行し之を賣出して必要な資金を吸収するのであるが、現今では、直接之を公共團體が賣出す様なことはなく、銀行、信託會社、保險會社、證券業者等が一應之を引受けて、引受先が之を一般に賣出して資金を吸収する遣り方を行つて居るのであつて、多額且長期の場合に限られるのが通例であり、従つて、道府縣及大都市の起債に付いて屢々用ひられるところである。

此の外に公共團體の起債の方法に交付公債と謂ふのがある。

前に述べた普通貸借及債券發行の方法は、共に公共團體が、其の必要とする資金を現實に獲得せんとする場合の起債の方法であるが、例へば、公共團體が、民間事業の買收を行はんとするが如き場合に、相手方に現金交付を行はず、當該團體の地方債證券を交付する場合を交付公債に依る起債の方法と呼んで居るのである。一見して債券發行の方法とは違はないのであるが、交付公債の場合は、直ちに現金授受の動きは起らないのである。事業を公共團體に譲渡した企業者は、當該團體の買收價格に相當する其の證券の交付を受けるに止まるのであつて、當座に於ては何人も資金の調達はいらぬのである。従つて、當該團體と其の相手方即ち當事者間に於て處理し金融業者は煩はさないのが、普通である。何故この様な起債の方法が用ひられかと云ふに、總論のところでも觸れたが、地方債資金の枠がきまつて居つて、多額の起債の許可が困難であるので、時に交付公債の如き地方債資金の其の年度の枠に喰ひ込まない方法をとつて居るのである。尤も右公債の償還に要する資金に付いても或は自己資金に依るか、金融市場に求めるかに依つて後年度の對策を講ぜねばならぬのであるが、多く事業の買收などに用ひられるものであるので、償還は多くは事業収入で賄ひが付くわけである。

斯くの如きものであるから、或は普通貸借及債券發行の他の範疇に屬するものと解すべきものではなく、單に交付公債と謂ふ用語に付いて了解を戴けばよろしい程度のもつと考へる。

普通貸借は、其の手續も極めて簡單であるし、別段餘分の經費もかからないので、理解も容易であるので借りる方の側から見れば、實行上便宜であるのであるが、金融業者の側から見れば、債權の融

通性に乏しい爲に、大口のものになるとあまり好まれないので若干利率高になる不利を免れ難いのである。然るに、債券發行の方法に依ると、債權に融通性があるので、金融業者には取扱ひ易くなるのであるが、借りる方から云へば、證券の作製費其の他の經費を徴せられ、且相當手数を要するので、實行上面倒がられる様なところがある。

(2) 借入先 地方債の借入先に付いては、別段法令等に限定はないので、何處から借りてもよろしいのであるが、大體之を自己資金的のものと然らざるものとに分けることが出来るのである。自己資金的のものと云ふと公共團體自身の蓄積になるところの各種の資金とか積立金から、其の管理方法の一として、借入れを行つて、利子を附して、返戻してゆくのが、その典型的のものである。

資金とか積立と云ふと、罹災救助基金とか、教育基金、救護基金、勸業基金、衛生基金、土木基金とか種々のものがある。當該團體が自ら之を借入れに利用するの外、下級團體に對して貸付を爲す場合もあるが、之も亦廣い意味で地方債に關する自己資金の運用と觀て居るのである。

罹災救助基金は勿論其の他の基金に付いては、借入利率が比較的低く、其の他の條件も有利であるので公共團體は自己資金に頼りたいのが普通であるが、或は法律に依り或は條例の規定に依つて、自ら貸出に一定の限度が設けられて居り、又起債所要額に比べて自己資金は少額であるので、勢ひ自己資金以外の金融を考慮せねばならないのである。

而して他の金融の方面と云ふと、政府、銀行、會社又は信用組合關係等である。

政府の施設としての金融機關は、大藏省預金部資金局及厚生省簡易保險局の二者であり、政府以外の金融機關として、地方債を取扱ふものは、銀行、保險會社、信託會社、官公署の共濟組合、産業組合、同聯合會、産業組合中央金庫等である。此の外に、地方債に關して證券業者があるが、之は自己資金の放出を圖ると謂ふよりは、寧ろ仲介業者的存在であり、金融ブローカーと見るべきものである。

(イ) 預金部資金局の地方債資金に付いて、沿革的に見ると預金部の資金は、明治末年頃迄は、地方へ融通せられたものは僅かに、日本銀行を通じて産業資金が若干あつたのに過ぎなかつたのであるが、明治四十二年に遞信、大藏、内務三大臣の地方長官に對する訓令を以て、始めて公共團體に對する融通の途が開かれたのであるが、其の趣旨とする所は、「貯蓄獎勵ノ眞意ハ雷ニ消極ノ節約ヲ獎ムルニアラスシテ一ニ生産ヲ進メ民資ヲ蘊蓄シ進テ地方開發ノ基礎ヲ立テムトスルノ趣旨ナルヲ以テ此旨ヲ諒シテ具サニ其ノ道ヲ竭サムコトヲ望ム、而シテ郵便貯金ト地方經濟トヲ調和ニ關シテハ政府夙ニ融資ノ法ヲ講スル所アリ今回愈々公共團體ニ對シテ資金供給ノ法ヲ定メ民力培養ニ資セムトス、各位又宜シク此意ヲ體シ各自ノ勤勞ト貯蓄トハ一家一郷ノ爲ニ繁榮ノ基ヲ開キ又地方公益事業ノ爲メ有用ノ資源ヲ與フルノ道タル」ものであることを明かにしたのである。

(ロ) 簡易保険局 簡易保険事業は、大正五年制定せられた簡易生命保険法に基いて運営せられて居る官營の保険事業である。又大正十五年からは、郵便年金事業も併せて經營せられることとなつた。簡易保険資金として貸出せられる可能性のあるものは、簡易保険の積立金及餘裕金並に郵便年金額積立金及餘裕金である。

此の中餘裕金は、支拂上の現金の餘裕に過ぎないので、之が運用は大藏省預金部資金局に預入することとなつて居り、直接公共の利益の爲に融通し得ないのであるが、積立金に付いては、簡易保険の加入者が、中産階級以下の庶民階級に屬するもの多き實狀に鑑みて、之が運用に當つては、社會公共の利益の爲に融通することに努め、又出來得る限り地方還元をも圖つて居るのである。

而して簡易保険は、保険金及年金支拂の爲の責任準備を以て組成されて居る關係上、預金部資金と根本的に異なる性質を有するものであつて、前者は後者に比して、融通資金として稍々長期性を帯びて居ると同時に保険契約並に年金契約の掛金の性質と、金利の變動に伴ひ隨時利率を變更してコストの適宜の調整を行ふと云ふが如きことは困難であるとされて居る。

事業の創設當初即ち大正六年度の簡易保険積立金は僅かに、二十九萬六千餘圓に過ぎなかつたものが、昭和十三年度に於ては、十四億六千三百二十五萬一千餘圓に達し、又郵便年金積立金は、昭和二年度に於て二百六十九萬四千餘圓であつたものが、同じく昭和十三年度に於ては十三億九十七萬三千

餘圓に達し、簡易保険局資金として融通せらるべきものは、昭和十三年度に於て實に十五億九千四百餘萬圓に達して、政府運用の資金として、現下我が國の金融市場に於て極めて重大なる役割を果しつつあるのである。

簡易生命保険金運用規則第二條には、
積立金ハ簡易生命保險法第二十六條ノ規定ニ依リ保險契約者ニ貸付ヲ爲ス場合ヲ除クノ外簡易生命保險積立金運用委員會ニ諮問シ公共ノ利益ノ爲ニ之ヲ運用スヘシ
とあり、又郵便年金積立金運用規則第二條には、
積立金ハ郵便年金第十五條ノ規定ニ依リ年金契約者又ハ年金受取人ニ貸付ヲ爲ス場合ヲ除クノ外簡易生命保險積立金運用委員會ニ諮問シ公債ヲ購入シ其ノ他有利且確實ナル方法ヲ以テ公共ノ利益ノ爲ニ之ヲ運用スヘシ
とあるのである。

(3) 借入の時期 地方債の借入の時期は、道府縣又は市町村に於て其の事業を執行すべき年度であるべきことは云ふ迄もないところである。

從來、地方債は繼續事業にあつては、其の事業に必要な地方債に付き、毎年度借入るべき額を定め全部又は數ヶ年度分を一度に許可することもあつたのである。

斯る場合に於ては、事業の進捗の状況に依つて、繰上借入をする場合もあり、逆に、其の一部を繰下げて借入をする場合も起つて来るわけであるが、之はもと／＼事業の執行の便宜の爲に、一度に數ヶ年度分を許可するのであるから、かかる借入も亦當然是認せらるるところである。

事變後に於ては、地方債抑制の趣旨と毎年度物資動員計畫又は資金統制計畫が定められる關係もあつて地方債は繼續事業にあつても一年度分を限り許可せられることとなつて居る。

従つて財政の都合又は事業の進捗の都合に依つて翌年度に繰越借入をする場合はあつても、翌年度分を繰上げて借入をすると云ふ場合はなくなつた。

翌年度に繰越借入をする場合は、地方債許可の條件中に包含されて居らないと、當該年度に於て借入をしない場合は許可が失效となるわけである。即ち「財政又ハ事業進捗ノ都合ニ依リ翌年度ニ繰越借入ヲ爲スコトヲ得」と謂ふ様な條件が起債議決の中にあつて許可をせられるか、又は斯る條件を附加せられ更正許可を受けて置かなければならぬのである。殊に地方債が年度の半途を經過して許可せられる様な状況下にあつては此のことは深く注意を要するのである。

事業は既に著手せられ、然かも遅延した爲に事業が翌年度に繰越され且起債の許可を受けたが未だ借入をして居らない中に其の年度を經過して了つたとか、其の年度の預金部や簡保の資金が借りられなかつた爲に翌年度に於て借入れる必要が起つて來たと云ふ様な場合に、翌年度に繰越借入を爲す許

可が受けてないと、事業に著手して居るにも拘らず、起債の許可は新規債と同様に取扱はれることとなるのである。

要するに、地方債借入の年度内に於ける時期に付いては、債権者との協定に依つて定むべきものであるが、借入に急なるの餘り金庫の中に資金を寝かして置いて不要の利子の支拂ひのみをなすが如きことは避けねばならないし、又起債許可年度内の借入未了の爲に、之を不執行に終らしめ許可の效力を失ふが如き事態に立到らしめるが如きことのなき様に財務當局は細心の注意を加ふべきである。

二 償還の方法

(1) 償還期限 起債の目的、種類の如何にもせよ、將來の収入を以て之が償還の財源に充てることに於ては同様であるから、勢ひ後代の負擔として残るものであり、起債の償還計畫如何と謂ふことは、起債詮議の主要點とならざるを得ないのである。

起債の中にも事業投資に當るものがあることは前に述べた如くであるが、即ち電氣、軌道、水道、瓦斯、乗合自動車事業等に關する起債が之である。之等の起債の償還財源は、事業収入自體であるのが本則であつて、後代に負擔が残ると云つても、一般財政には影響のないことである。

若し事業の企畫よろしきを得て居るものであれば、當初は兎も角として相當年月が經過すれば、裕に償還財源に當る利益は勿論相當巨額の利益を收め得る性質のものである。従つて、此の種の事業に

付いては、短期間に償還を了せしめようとする、却つて、事業の健全なる發達を妨げる結果となるので、其の事業の發展に應じて償還せしめる様に償還の期限も附すべきものであると考へる。左様にすると、償還期限は大體相當長なものになり、且長いものになつても心配のないものであると考へられる。此の様に事業の發展とか、事業の完成とかに照應して考へることを、事業の效果に付いて考慮すると云ふ風に呼んで居る。要は此の種の起債に限らないが、起債の償還期限は、起債事業の效果と云ふことを念頭に置くことが必要となつてくるのである。

極めて效果の現はれの遅い事業に付いては勿論起債金額の多少にも依り、金融界の状況にも依ることであるが、償還期限の四十年、五十年と云ふ様なものも認められて居る。

一般の社會事業、土木事業、教育其他に關する起債に付いては、當該團體の財政の状況にも依ることであるが、なるべく速かに償還を了することが、蓋し適當であると考へられる。社會の進歩發展は絶えず之等公共施設の改善進歩を要求し、舊態に止まることを許さざる事情もあらうし、耐久年限の短かいものもあらうし、前の起債の償還を了しない内に、次の起債の必要があると云ふ風では、團體の財政は仲々始末がつくものではない。

元金の償還に据置期間と云ふものがあつて、其の期間は利子の支拂ひだけをして居ればよろしいのであるが、普通は借入の年度だけ据え置くのが多いのであるが、事業の效果等から考へても、借りる

方から云へば、此の當初据え置き期間が適當に考慮されることは有利のことである。償還を困難ならしめる様な事情が起つて、其の途中で數ヶ年中間据置と云ふことをやる場合がある。償還期間の延長をやらないで、中間据置期間中の元金はあとの方へ廻すと云ふやり方である。之は償還方法の變更であつて、最初の許可官廳の許可を得て行ふべきものである。

起債の償還年限は、起債事業の效果とにらみ合つて定むべきものであると同時に、金融市場の状況即ち起債界の状況等をも考慮に入れて定めなければならぬ。

概して金融市場に於ては、長期のものよりも短期のものを歓迎し、長期のものになると、利率其他の點に於て著しく不利になつて來る傾向がある。従つて、大都市の如く、巨額の資金を必要とする事業を実施する必要に迫られて居るところに於ては、其の起債は自ら長期債の形をとる必要に迫られるのであるが、大都市の資金融通先は、もとはシンジケート團の如き有力團體があり、非常に便利な場合もあるが、又時には借入先が獨占せられて居るので、其の意嚮に左右せられ、巨額の長期債の募集の如きことは種々の困難に逢著する場合もなくはなかつた。

斯の如き場合に對する用意として、大都市に於ては、起債方法としては、一定の償還期限を定めて居るが、借入に當つては、状況に應じ直ちに本公債を起すことなく一應短期債を起し、其の短期債の償還に際して、始めて本公債を起し得る様な所謂短期債約款を定めて於て、出來るだけ起債の條件を

有利に調える様な方法を講じて居るのである。此の短期債約款も豫めよく注意して市會の議決を経て置かないと實際の必要に迫られても、起債の償還方法の許可を受けてからでなければ短期債は起し得ないのである。

尙國又は府縣の補助事業に關する起債に付いては、事業年度の経過に於て、補助の増額（繰上交付の場合も含む）があつたとか云ふ様なことがあつた際は、夫れだけ即ち補助金額相當分だけ當該年度の償還額を増加して、償還期限の短縮を図るのが適當である。寄附金等の特定財源が年度経過中に入つてきた様な場合も亦同様である。

ただ、之は大變に困まつたことであるが、國庫財政の都合又は府縣財政の都合に依つて、補助金が繰延交付せらるる場合が起るのである。例へば災害土木事業に付いて國庫補助金の交付が繰延べられる様なことは之迄屢々起つたところであつて、其の都度地方財務當局は、財政經理に苦しんでゐるのである。災害復舊と云ふやうな事業の性質に鑑みて、仕事は早く進めなければならぬし、國庫補助の繰延に依つて、起債の償還財源にくるひを生じてくるし、仲々容易ならぬ財政的苦惱に逢著するのであるが、起債の償還期限の繰延の許可を得ることは困難であつて、斯る事態の起る際のこと、過去の事例に徴し、豫め財務當局としては用意して置かなければならぬことである。

歳入缺陷補填の爲の起債に付いては、其の缺陷の因つて來る原因を充分に検討してかからねばなら

ぬこと勿論であるが所謂歳入缺陷と云ふものも仔細に検討してみると、中には貸付金の延滞とか、税金の滞納とか、土地賣拂代金の未納とか云ふものが多く、其の爲に財政經理上困難を來たして居ると云ふ様なものもあるのである。之などは可然整理計畫を樹て整理回收すれば、毎年入つて來る豫定し得る收入であるから起債に依らずとも、財政の建直しをすることが困難でない。ただ缺陷處分をした額が相當多いとか、整理回收をすることとしても、特別の事由で相當長年月を要し、且一方、轉貸者たる府縣等の公共團體は債權者に借入金の償還を行はねばならぬと云ふが如き窮境に立つことになれば、自然歳入缺陷の爲の起債を認めねばならぬと云ふが如きことが起るのである。然し此の場合は、出來得る限り速かに滞納、延滞額の類を整理せしめ、必要あるときは増税をも考慮せしめると共に、一方出來る限り一般歳出の節減を圖らしめる様な方法を講ずることとして、償還期限はなるべく短かく、通例は歳入缺陷債に付いては据置期間は之を認めないと云ふ様な取扱ひになつて居るのである。

(2) 元利償還の方法 茲で謂ふ償還方法とは元本及利息子の支拂方法のことであつて、地方債に於ては、据置期間を除き元利均等償還の方法に依るのが普通の形である。元利均等償還が取扱上も便宜であるし、又公共團體の債務は、償還財源として、一應特定財源のあるものは之を豫定して財政計畫を樹てるけれども、一般歳入を以て償還を擔保して居るので、均等償還の方法に依ることが財政の運営にも適當であると考へる。

而して支拂時期に依つて、年賦償還、半年賦償還などと種々あるが、之は債権者と協議して適當に定むべきものである。ただ公共團體としては、歳入と睨み合はして、紊に一時借入金などをせずして済む様に考慮して元利支拂の時期を定むべきであると思ふ。

三 利息支拂の方法

利息の定率即ち元金に對する利息の歩合が何程であるかと云ふことは、起債の上に於て重要な問題である。

起債條件の中で、償還期限のこと、利息の定率のことが、特に重要な事項であると云ふことは常識的にも考へ得られるところである。然しながら既許可の府縣債、市町村債に付いては利息の定率を低減することは、監督官廳の許可を要せざることとなつて居る。それは利息を低率にすることが公共團體にとつて有利なことであり、監督を要せざるものと解せられるからである。證書貸付の方が債券發行の場合よりも利息の點では若干不利になる傾向にあることに付いては、既に述べた通りである。

利率は概して云へば、借入當時の金融市場の状況に依つて異なることのあることは、勿論であるが、又償還期限の長短、事業の種類、借入團體の財政状況等に依り、若干の差異を生ずることのあるは、已むを得ないところである。

債券發行の場合で云へば、地方債の利息即ち金利と云ふものは、

金利(純利子) 保險料
 (附加利子) 手数料
 (奥田孝一氏、地方債概論 四五頁)

と云ふ様な構成になつて居る。

國債は一國の信用を擔つて居るものであるから、國債利子は前の金利の中で純利子に近いものであることは當然であるが、然し國債の利子と雖も消化と云ふことを考へると無制限に低率にするわけにもゆかぬ。自ら限度があるのであつて、資金蓄積の大宗であるところの銀行の定期預金利子に依つて大體制約せられる運命に在るのである。地方債は、大體國債に次ぐ信用度を持つて居り、社債よりは多分に國債に近いのであるから、他の條件を考へなければ、國債利子と地方債利子とは相近似したところにあるのが、當然であると考へられる。

ただ一口に公共團體と云つても、財政的基礎に於て、其の金融的信用度に於て區々であるから、金利も亦團體に依つて若干のひらきを生じてくるわけである。

債券發行の際の所謂手数料などに於て其の傾向が顯著に見られるのではないかと思ふ。

元來此の手数料は、債券發行の爲の取扱ひに關する經費とか、金融斡旋に關する經費とかを含み、別に之と一緒に證書作製に要する費用負擔などに對する取極めをするのであるが、此の意味の手数料の外に利廻を補正する意味の手数料、即ち額面パー發行に形式を整へると共に、實質を調整すると云

つた加減が加へられて定められる手数料と云ふものがある。

従つて手数料とか保険料(債権者の債権確保の爲の危険負擔に關する一定歩合を利率の中に見込むもの)とか云ふものは、團體に依つて差異のあることは明かになつたと思ふが、公共團體に付いて、凡そ次の如きことが、金融的信用度に關して考慮せられる。

- イ 財政狀況 赤字なきや、剩餘金を有するや、各種基本財産、積立金の狀況如何
- ロ 住民一人當租稅負擔額と納稅成績
- ハ 事務當局の能力
- ニ 起債償還の從來の成績
- ホ 地方議會の狀況、政争の有無、派閥鬭争の程度
- ヘ 金融市場(中央又は地方的)との連鎖の度合

短期のものが、長期のものに比して金利に於ては、有利であることも前に述べた通りである。産業組合方面の金融が、各團體との地域的及生活的密接なる關係に依つて、比較的有利であつたが金融統制の強化に伴つて次第に一般並みに引上げられる傾向にある。然しながら當該團體との地理的關係、生活關係が深く従て團體の信用度が高いのであるから、自ら起債條件に於て最も有利になることは蓋し當然であらう。

尤も長期のものに堪へ得るや否やは、當該金融機關の内容に依つて自ら定まるのであらう。預金部資金及簡易保險及郵便年金資金に付いては、既に述べた通りであるが、地方債融通利率に付いては兩者の本質から来る差異が存するのである。郵便貯金は、郵便貯金預入者階級が中産階級以下に屬して居るものが多數であるから預金利率は高い方が望ましいのであるが、又一面他の金融機關を壓迫することのない様に、比較的低率の金利が附されて居る。従て金融市場に於ては最も低いコストの資金である。且長期性をも持つて居つて、地方債に最もよく適合する性質の資金であると云へる。極く大要を掲記すれば預金部資金の地方金融利率の動きは左の如くである。

年度別	一般普通事業及 社會事業資金	電氣、瓦斯、軌道 及自動車事業資金	年度別	一般普通事業及 社會事業資金	電氣、瓦斯、軌道 及自動車事業資金
昭和二年	四分	四分	昭和十年	三分	四分
同 三	四分	四分	同 十一	三分	四分
同 四	四分	四分	同 十二	三分	四分
同 五	四分	四分	同 十三	三分	四分
同 六	四分	四分	同 十四	三分	四分
同 七	四分	四分	同 十五	三分	四分
同 八	三分	四分	同 十六	三分	四分
同 九	三分	四分			

預金部資金は、特別地方資金として、災害復舊事業等にも融通せられて居る。地方公共團體に對する此の種の資金の融通は五ヶ年以内の据置を併せて二十ヶ年以内の償還とせられ、特に必要ありと認められるときは、据置期間を併せて三十年以内にて償還期限が決定せられることとなつて居るし、利率も最低三分二厘とし、資金融通の對象たる事業の性質に依り二、三の段階が設けられて居る。簡易保険積立金並郵便年金積立金は、其の資金の性質から考へても、即ち加入者の利益の爲に有利且確實に運用しなければならぬ。保険利率計算の基礎であるところの豫定利率も定まつて居ること故、自ら預金部資金の利率と較べて高率とならざるを得ない。

自作農資金に對する貸付利率は、年四分五厘であり、其の他の貸付利率は、貸付期間五年以内のもは年四分、五年を超え二十年以内のものは年四分一厘、又二十年を超ゆるものは年四分二厘と云ふこととなつて居る。

第三款 地方團體中央金庫の問題

茲に未だ固まつた問題ではないが地方團體中央金庫と云ふ問題に觸れて置きたいと思ふ。

地方團體の戰時體制化としての財政方面の新體制に付いては、既に縷々述來たつたところである。歳出に於ては、平時豫算に再検討を加へ、國防國家體制確立の爲に地方公共團體も亦參加協力する

上に於て必要な經費を計上するに止むると共に、歳入に於ては、新稅制を確立し、以て中央、地方を通じて國民負擔の均衡を圖ると共に團體財政の確立を期することとし、之と即應して國費、地方費の負擔區分を是正して、地方財政の根本を培ふことに努めつつあるのである。

更に地方財政を援助し、其の健全化を圖らんが爲には、地方團體に最も影響の大きい地方債に關して、低利なる資金を團體の財政事情によく即應して有利に貸付し得べき方策を確立すると云ふことが必要である。

市町村の如き小さい團體が、僅かの起債をするのに、金融業者の間を東奔西走し、然かも結局、高い利率で不利な條件の下に、借入の契約をせざるを得ないと云ふ様なことは、洵に悲惨であり又其の事例に乏しくないところである。

又譬ひ借り得られるにせよ、金融界のことに暗い町村當局などは、何とか親切に、よき相談相手となつて導いて呉れる機關が欲しいと云ふことも無理からぬ要求である。

預金部資金が百パーセントに借り得られるならば格別、然らざる限りは、安心の出来る金融の相手方が欲しいと云ふ欲望も亦理の存するところであらう。

現在地方債の金利は、其の現在額に付いて調べて見ると次の如くに成つて居る。(昭和十四年度地方財政概要に據る。昭和十三年度地方債分)

無利子	一三、三九四、七四三 ^(三)	七分以上	二九六、三二〇 ^(四)
四分未満	一、五二九、三九三、八九六	八分以上	二四、一四〇
四分以上	二、一七三、五五五、一三五	九分以上	六〇〇
五分以上	二四〇、九五一、八五二	一割以上	1
六分以上	四九〇五五、六五四	計	四、〇〇六、六七二、三四〇

昭和八九年を境として高利債の低利借換が盛んに行はれた結果現在五分以上の高利のものは、著しく減少して居るのであるが、尙相當高利債の跡を断たない状況にあることは遺憾である。

道府縣債に付いては現在七分以上の高利のものはないし、市債にも八分以上の高利のものは、残つて居らないのであるが、町村債水利組合債には相當高利のもののあることは、財政の信用度と金融のセンターとの地理的問題などが強く響いてゐるのであらう。蓋し地方團體中央金庫の問題が殊に町村方面に於て喧しい所以であらう。

本問題の提唱を魁けたものは、三好重夫君であつて、其の所説の要點を申述べて見ると、毎年度の地方債純増加額を其の實績より觀て略々二億圓と算定し、本金庫貸出所要額を毎年度約一億圓と假定し、又地方債が平均据置期間を通じ二十年の償還となつて居ると概定するときは、毎年度一億圓の貸出額を要すとすれば二十億圓の資金が必要なわけである。而して右資金は之を全額資本金と見る必要

はないのであつて、地方債券の如きものを發行して處辨すればよろしい。又其の最高發行額を資本金の十倍とすれば、資本金は二億圓あれば足り、それで充分の活動が出来ると云ふことになる。

次に此の二億圓の資本金の調達の方法であるが、政府と地方團體との出資の二本建てとし、政府は一億圓、道府縣五千萬圓、市町村五千萬圓とする。而して政府の出資金は、現金出資でもよし、或は政府貸付金の肩替りを一定條件の下に行つてもよろしい。

又道府縣の出資は、罹災救助基金より出資することを認め、市町村の分は、年賦拂込の便法を認めれば、共に其の出資は容易であると考へられる。

經營費は、貸付金額の大きく且口數の尠き點に鑑み比較的少くてすむのではないかと思はれるし、貸倒れの生ずるが如き惧れもないのであるから、或は僅少の手數料を徴する程度で足りるものと考へらると云ふのが三好君の考へ方の大要である。(自治研究、第十四卷第十一號所載同君の「地方團體中央金庫設置の提唱」参照)

此の一石が相當世の反響を呼んだことは事實である。

勿論この案は三好君も斷つて居らるる通り一の試案に過ぎないものであつて、地方債券の發行に關する資金調達の問題、發行條件の問題、之と關聯して本金庫の地方債資金融通條件の問題等研究すべき問題が残されて居るので、當局としても尙具體的に研究の點を進めてゐるところである。

外國にも之に似た考へ方として

(イ) 金融組合案 各都市が金融組合なる一の組織をつくり、連帯無限責任の下に、信用組合的組織を構成し、都市金融のことに當らんとするもの。

(ロ) 共同銀行案 共同銀行は、地方團體の出資に依り、地方團體の出納、金錢の保管を行ふの外地方債券を發行して地方團體の金融に當らんとするものであつて、實際に、ベルギー、スエーデン、ドイツなどに見受ける例。

(ハ) 公營貯蓄銀行案 貯蓄銀行の公營を認め、地方債の引受(都市事業への投資)を併せて行はしめんとするもの。

(ニ) 特別金庫案 各地方團體の所有せる財産中不動産以外の凡ての財産を悉く中央に統一して之を管理することとし、之を資金として地方團體の爲めの金融に當らしめんとするもの。

又資金は佛國の縣市町村貸付金庫の如く金庫が特殊の債券を發行することに依つて之を獲得せんとする考へ方もあるし、政府の出資を原則とし、例外的に地方團體の出資を認めて行かうとする考へ方もあるのである。(第六回金利都市問題會議研究報告「都市の經費問題」参照)

第八章 地方歳出

第一節 豫算の意義

地方公共團體が、其の財政を經理する場合には、國の財政に於ける如く、形式的に豫算を調製し之に準據することを要する。

豫算とは、地方公共團體が、一定期間即ち一會計年度間に於ける収入支出の見積を爲すこと即ち豫定的計算であると云ふことが出来る。

一會計年度間の収入は之を歳入といひ、一會計年度間の支出は之を歳出といふ。豫算は簡明に定義して歳計の豫測であると言はれる。一會計年度は通常一箇年である。豫算は收支に過不足なきことを目的とする。收支に過不足なきを期する爲には、收支均衡の原則を以て、豫め次の年度の收支の見積りを作り、之に備へなければならぬ。即ち、豫算を作り、支出の緊要の程度、緩急輕重を稽へて、其の加除増減に意を用ひ、又之が財源としての人民の負擔力、換言すれば其の給付能力に相當のものたらしめ、支出に相當する財源を考慮し、全體としての收支の均衡を圖らなければならぬ。

次に、豫算は、統一を原則とする。即ち、豫算は總べて一括して概観し得るやうに形成されることを要する。然らざれば、責任も自ら不明となり、監督も不完全となる。豫算が分散して居ると、之を了解することが困難となり、自然、之について注意を怠るやうになり、結局、財政をして不堅實なものとならしめる惧れがある。

然し豫算は統一を要するけれども、其れは必ずしも其の分科を否定するものではなく、寧ろ、豫算の適當なる分科を要求する。即ち、統一と分科とは、矛盾し、衝突する觀念ではなくして、相互に調和するものである。豫算統一の原則からいへば、豫算は總額豫算でなければならぬ。苟も地方公共團體の收入に歸するものは凡て收入として之を計上し、純計豫算の如く中間の懐勘定をしたものであつてはならないのである。

豫算の種類には、(A)總豫算(一般豫算とも謂ふ)、(B)特別豫算、(C)追加豫算、(D)實行豫算等がある。

(A) 總豫算とは、豫算の主要部、又は根幹を成すものであつて、完全なる豫算統一主義の原則を徹底すれば、一切の收入を歳入とし、一切の經費を歳出とした場合は、之が同時に全體の豫算である。

(B) 特別豫算とは、特別會計に屬する收支の豫算である。即ち府縣制第二百二十三條、市制第三百

十八條及町村制第一百八條により、「府縣」「市」「町村」は特別會計を設けることを得るのである。特別豫算には、或は全然總豫算の外に獨立して編成せられるものがあり、或は其の過不足の部分を、特別會計補充金とか、一般會計編入金等として或る部分、總豫算と特別豫算、又は特別豫算相互間に關聯し、依存せしめるものがある。

(C) 追加豫算とは、總豫算及特別豫算に對する追加補充の豫算である。

(D) 實行豫算とは、成立した豫算の範圍内に於て、節約經理するの必要ある場合に於て、當局者が、特に實行すべき豫算を編成して、其の執行をなすことがある。この實行すべき豫算を實行豫算と云ふ。地方財政に於ては、法令上、實行豫算は存在せぬが、豫算執行の原則から謂つて、普通の場合歳出豫算の範圍内に於て、節約を行ふのは當然爲し得ることである。地方財政に於て、實行豫算を全國的に行つた著名の例は、昭和四年の濱口内閣の時である。

第二節 豫算の編成

自治行政の健全且圓滿なる運営を圖らんが爲には、豫算の編成は、行政手續中、最も樞要なる任務である。従つて、豫算を編成する當局者は、慎重なる考慮を施して、自治團體の伸張發展につき、萬遺憾なきを期すると共に、住民負擔及其の均衡に付て考究を加ふるの要がある。

豫算を調製し、之が議決を求むる爲に、議會に提出する權限は、府縣に在つては、府縣知事に、市町村に在つては市町村長に專屬し、其の發案に係る豫算を議會は議決する權限を有するのみである。而して、豫算は、一會計年度毎に之を調製し、府縣に於ては、每會計年度開始前迄に、市町村に於ては、每會計年度開始の一月前迄に、府縣會又は市町村會の議決を経ることを要する（府縣制第一二八條、市制第一三三條、町村制第一一三條）。

豫算の編成は、毎年各分科毎に其の當事者に於て、翌年度の計畫を樹て、之が概算書を作り、府縣知事、市町村長に提出し、府縣知事、市町村長は之を査定し、統一整理の上、豫算案を調製して、議會に提出するのである。

豫算の編成に於ては、其の見積方法の適否が收支均衡を破るの結果を來し、財政上の破綻を生じた例に乏しくない。豫算の見積りに於て、歳入の見積りは特に慎重にし、濫りに、自然増収を見込み、所謂見積り過大の結果を招來し、因つて歳入缺陷を生ずることとなるから注意せねばならぬ。地租附加税の如きは、殆んど、確定的と見積られ得るが、其の他の收支、殊に營業税附加税の如きに在つては、從來の實績に察し、又將來の趨勢に對する判斷の誤りなき様を期し、以て出来るだけ適正なる收入の見積をなさねばならぬ。

歳出中には、確定的なものもあり、變動を覺悟すべきものもあるが、豫算施行に當り、或る程度は伸縮し得るものが少くないので、其の見積りは歳入に比し、大體容易である。繼續事業は、單に既定額を總豫算主義に基いて、收支の均衡上、總豫算に計上するに止まるものであるが、之とても、其の長期間に亘るものであつて、其の後の經濟事情の變化、其の他の事由に依り、變更を適當とする場合は、之等の事情を考慮して、財政事情に應じた取扱を爲すべきものである。

府縣豫算に在つては、歳入歳出は、經常、臨時の二部に分ち、且つ各部を款項に區分し（府縣制施行規則第四四條）、更に、各項を各目に區分し、其の豫算の基く所を詳記した豫算説明を附する（府縣制施行令第四五條）ことを要する。

市町村の豫算に在つては、歳入歳出は、必ずしも經常、臨時の二部に別つことを要しないが、其の他の手續は、府縣豫算と同様である（市制町村制施行規則第三三條、第四七條、第四八條）。尙豫算には、豫算外の支并又は豫算超過の支出に充てる爲め、豫備費を設けることを要する。但し、議會の否決した費途に充てることを得ない。特別會計には、豫備費を設けなくても宜いことになつてゐる（府縣制第一二一條、市制第一三六條、町村制第一一六條）。

豫算調製の様式については、府縣制施行規則第四十七條、市制町村制施行規則第五十條に依り定められ、經常部に屬する歳入歳出は、恆久的性質を有し、其の收入支出は、大體年々繰返さるべきものであり、臨時部に屬する歳入歳出は、短期不定のものであつて、其の收入支出は、一時限り、又は或

る短期間繰り返されるべき性質のものである。豫算調製様式を斯く一定せられたのは豫算執行を完くらしめ、經費濫用の弊を防ぎ、且つ決算調製の基準を爲すものであつて、財政上重要な手續きなるが爲である。

第三節 戦時下に於ける地方豫算の編成

時局に對處する爲、政府は地方豫算に對して、夙に其の戦時體制化を要求した。

地方豫算の戦時體制化とは、積極的には、豫算に計上すべき經費は専ら戦争目的遂行に直接必要なるもの又は間接的に戦争目的遂行上必要不可欠のものみに止めしむることを主眼とし、従つて其他の平時的經費に付いては之を犠牲に供するも亦已むを得ざることとし、消極的には、地方豫算の實行に依りて、經濟界に悪影響を與へ、以て國家目的遂行上支障を生ずるが如きことなからしめることに萬全の意を須ひしめ、之に要する體制を整備することを謂ふのである。従つて地方豫算の編成及び之が實行に付いては、特に嚴重なる指導監督を加ふることとした。

戦争は、地方豫算に於ても相當の新規經費の計上を要求して已まぬ。所謂事變費、時局費と稱するものの經費の計上及其の膨張は蓋し不可避のことである。且事變費、時局費とも稱すべきものは、時局の推移に伴ひ漸次増加し、其の増加は加速度的傾向にある。

歳出に於て此の新規要求に對處せしむると共に、歳入に於て國稅、地方稅を通ずる國民負擔の衡平化を圖り、且又地方團體相互間の財源的調整を行はんが爲、先般地方稅制の根本的改革を斷行し、且又著々國費地方費の負擔區分の是正も行ひ、以て地方財政の戦時體制の整備を圖ることとした。

地方行政の臨戦體制を顧みるとき、地方制度の改革に先んじて、地方財政が、其の根本體制を整へたと稱しても、敢えて過言ではないであらう。而して戦時下に於ける地方行政の完全なる任務遂行の爲には、地方制度の臨戦體制としての根本的改革が、一日も速かならんことを祈つて已まぬ次第であり、かくてこそ國、地方を通じての戦時體制は始めて整備することとなるのである。

(イ) 地方豫算の編成に付いては、第一義的に經費の節減を圖らしむることとしたるも、事變當初に於ては、戦争に必要な重要物資の使用節減に、専ら力を注がしめ、次いで、物資、資金及勞力の需給調整に意を須ひ、豫算の重點主義を強調し、即ち事變の終局目的達成に必要な經費に重點を置かしめることとした。更に重點を一層明確にし、戦争遂行に絶対不可欠と認めらるる經費の外は一切新規經費の計上は之を見合はさしめることとした。

今時局費と目されるものを拾つて見ると次の如きものがある。

(1) 人件費 石油規正及經濟警察に關する警察官、物資總動員計畫の實施に基く商工施設職員及轉失業對策施設職員、時局上必要なる生産擴充の爲の農産及水産施設職員に關する經費

- (2) 防空費 防空委員會、防空施設、防空訓練、防空思想普及並に宣傳施設に關する經費
- (3) 國民精神總動員費 國民精神總動員運動(貯蓄獎勵、廢品回收、町内會及部落會の整備等)に關する經費
- (4) 教育費 工業學校の増科及増設、機械工養成施設に關する經費
- (5) 勞務政策費 職業紹介機構の擴充整備、移植民獎勵施設に關する經費
- (6) 物資動員政策費 統制工業検査所、轉失業政策施設に關する經費
- (7) 物資の集荷、配給、割當等に關する經費
- (8) 軍隊歡送迎、犒軍慰問及戰病者弔祭費
- (9) 軍人遺家族援護費
- (10) 未教育補充兵教育獎勵費
- (11) 軍の施設に即應する道路、港灣、水道、住宅、學校等に關する經費

而して戰爭遂行に直接必要なる重要物資の使用節減に付いては、云ふ迄もなく鐵材の使用制限が最も重大なる問題であつて、「鐵ノ需要調整ニ關スル件依命通牒」(昭和十三年五月内務次官通牒)及「鐵ヲ使用スル事業ノ起債許可方針ニ關スル件依命通牒」(昭和十二年九月内務、大藏兩次官通牒)が事變後直ちに發せられ、地方公共團體の施行する土木事業、建築工事等に付いて充分の注意を用ひしめることとした。昭和十三年度からは、重要物資需給計畫(後に物資動員計畫所謂物動と稱せられるもの)が閣議に於て決定せられ、之に軍需民需等と相並んで地方公共團體分の割當てが織込まれ、其の許容の數字に即應して地方公共團體の事業が計畫され、實施されねばならぬこととなつた。

斯くて地方公共團體に對しては、徹底的消費節約を圖らしめると同時に、物資の使用を合理化せんが爲、實行豫算の編成を爲さしめるの必要を生じ、昭和十三年八月二十五日内務、大藏兩次官より、「昭和十三年度地方豫算執行ニ關スル件依命通牒」が發せられ、國の實行豫算編成と相俟つて、各種事業の中止、打切、繰延等を行はしめたのである。

(ロ) 地方豫算の節約、緊縮に關して最も大なる役割を演ずべきものは起債事業であり、重要物資を多量に使用する事業は殆んど起債事業と目して差支へない。従つて地方豫算の戦時體制化に關して地方債抑制は必然の要求であつて、昭和十二年九月及十三年八月の二回に互つて内務、大藏兩次官より通牒が發せられ抑制の徹底が圖られつつある所である。

物資動員計畫と相俟つて、資金の統制計畫が閣議に於て決定を見、毎年度物動と相並んで國內資金の需給調整を行ふこととなつた。而して右計畫中に地方債新規資金所要額も計上せられ、従つて年度内に於ける地方債許可に付いて、枠がつけられることとなつた。

茲に於て地方行政の計畫性が強調せられ、當局が常に關係者に對し深甚の注意を喚起して已まないところである。

地方豫算に對して政府は節約緊縮を要求するにも拘はらず、一方百數十億を算する國庫豫算の膨張は、必然の趨勢として地方豫算の膨張を招來する。又國家總力發揮の見地に立つて、地方公共團體も

亦團體の凡ゆる力を振ひ起して、又凡ゆる困難を克服して國策の遂行に協力するのが當然である。

何れもが強い國家的要求であり、尠くとも地方公共團體の獨り拒否し得る所ではないのである。

一見矛盾するかの如くに見える國家的諸々の要求を受け入れ、之をよく統一し、調和し、實行し、効果を擧ぐる爲には、如何なる政策を以て之に臨むべきか。無定見に事務の處理に當らんか、行政の混沌を來たし、好ましからざる矛盾・不均衡・朝令暮改の弊を防がんとしても、蓋し不可能であらう。

徒らに從來の經緯に捉はれて居ることは許されない。「どうにかなるであらう。先のことは先のこと」と云ふが如き安易な氣持で事を進めるが如きことは許されない。現實を直視し、物動に基く重要物資の需給の實狀に著目し、又資金の動向を把握して起債其の他に依る重要事業に再検討を加へ、更に國際情勢の刻々の變化を洞察して、將來の堅實なる見透を樹て、以て豫算實行の可否に付いて判断を加へ、打切るべきものは打切り、繰延ぶべきものは適當に繰延べを斷行しなければならぬ。一方事業の中にも、絶對不可避のものがあるから——例へば人口増加に伴ふ水道の擴張國民學校の建築等——之等を考慮の中に入れ、之に對する物資、資金の手當を怠らないことが肝要である。

斯くして行政各般に互つて、時局的なる觀察を加へ、よく重點を把握し、精密なる計畫を樹立し、然かも常に計畫の實行性に付いて觀察を怠らざるの要がある。斯くして吾人は、地方行政の監督は、所詮、地方行政に計畫性を付與し、其の計畫に沿つて進むべく地方行政を指導することである。許可、

認可の本質は、結局地方行政が計畫的に運営せられつつありや否やを認定することに其の重點を置くべきであると思ふのである。

昭和十七年度の豫算編成方針に付いては昭和十六年八月十八日内務省發地第一〇〇號内務、大藏兩次官通牒を以て其の方針が指示せられてゐる。

其の要は、前述せるところと同趣旨であつて別して新たなものを加へるものでないが、其の要點を掲げて見ると、

- (イ) 既定經費に付いては、其の徹底的節約を圖ること
- (ロ) 新規經費に付いては、國策遂行の爲眞に緊急已むを得ざるものみに限定すること
- (ハ) 地方豫算の編成及實行に付き物資動員計畫其他政府の決定する綜合需給計畫に即應するに努むること

(ニ) 一層豫算の重點主義の徹底を期すること
以上の如きものである。

更に稍々具體的事項として政府から示されたところは、

(一) 歳出に付いては、歳出全般に互り、左記各號に依り徹底的節約を期することとし、當初豫算額(同時議決の追加更正豫算額を含む)は、特別の事情のなき限り、昭和十六年度當初豫算額の範圍

に止むること(右當初豫算額は、災害復舊費、公債償還費及時局に緊切なる國庫補助事業費等特別の事由に依り平常年度に比し、特に増嵩せりと認められる経費を除きたる額とすること)

(イ) 新規経費の計上は、防空其の他國土防衛上必要なる施設、食糧確保其の他國民生活の安定に要する施設等戦争目的遂行の爲必要缺くべからざるものに止むること

(ロ) 既定経費に付いても、以上の觀點より之に再検討を加へ極力節約を圖り事業費に於ては可及的中止、打切、繰延を爲すこと

(ハ) 経費の計上に付ては物資、資金及勞力の需給の現状を稽查し、其の實行可能の限度に止むること

と謂ふのである。

(2) 歳入に付いては、昭和十七年當初豫算に計上せられる營業稅附加稅及び舊法に依る稅收入豫算額並に地方分與稅(還付稅中地租及家屋稅を除く)豫算額の合算額は、原則として、昭和十六年度に於ける營業稅附加稅及び舊法に依る稅收入調定見込額並に地方分與稅(還付稅中地租を除く)分與額の合算額を越えしめざることとし、尙配付稅の豫算計上額も亦、昭和十六年度分與稅を超過せしめざることと謂ふのである。

右の外政府の指示したところを稍々具體的に述べれば、

(イ) 還付稅家屋稅及家屋稅附加稅は一應現在の家屋賃賃價格を基礎として計上すること

(ロ) 舊法に依る稅收入に付いては、昭和十七年度に於て收入見込のものに付き豫算し、昭和十五、十六年度の豫算に計上したる部分を更に昭和十七年度當初に重複計上する結果とならざる様特に留意すること

(ハ) 稅收入の見積りに付いては、稅制改正後仍經過年度中に在るを以て、特に慎重を期し本年度の實績等參酌上充分なる検討を加ふること

(ニ) 課稅に付いては眞に已むを得ざるもの外賦課率の引上は之を爲さざること

(ホ) 地方分與稅配付稅を豫算に計上するも、豫算計上額の分與を保障せられたるものにあらざるを以て、豫算計上等に付いては勿論、分與額の決定する迄の間に於ける豫算の執行に付き充分留意すること

(ヘ) 昭和十六年度配付稅の分與額が、同年度限りの特別の事由に因り特に増加したるものと認めらるる團體に在りては、之が豫算計上に付いては、右事情を考慮し、特に慎重を期すること

(ト) 戸數割の廢止に伴ひ、従前戸數割を施行せざる地に於て戸數割の代稅として、家屋稅附加稅に付き不均一課稅を爲し、又は累進率の適用を爲したるものにして、稅制改正後仍例外的に不均一課稅を爲したる團體に對しては、昭和十七年度以降は、之を爲さしめざること

大要以上の如きものである。

尙政府の指導監督の徹底を計り中央及地方の意思を疏通せしめ、以て地方豫算戦時體制化の實を擧ぐる爲、内務省財政課長と道府縣總務部長及六大都市財務當局との間に、當初豫算案及追加豫算案に付いて、豫め内協議を遂げしめることとなつてゐた。即ち、

(1) 昭和十七年度道府縣當初豫算額(同時に議決せんとする追加豫算額を含む)が、國庫補助該當災害復舊費、公債償還費、恩給費、臨時手當、臨時家族手當及全額國庫補助事業費等の前年度に比し増嵩せる経費を除き、猶昭和十六年度當初豫算額を超ゆる場合は、道府縣會提案前豫め内協議すること

(2) 昭和十七年度に於て豫算の追加を爲す場合に於て、其の財源が起債(但し轉貸債を除く)若くは増税なる場合、又は起債、増税を財源とせざる場合と雖も、追加豫算額が、一件に付き拾萬圓(六大府縣、北海道及福岡縣に付いては貳拾萬圓とす)を超ゆる場合は豫め内協議すること

尤も、起債、増税を財源とせざる場合に於て、恩給費、公債償還費、國庫補助該當災害復舊費、臨時手當、臨時家族手當、全額國庫補助事業費及國庫補助を伴ひ、然かも補助基本額明かなるものにして其の限度を超過せざるものに付いては内協議を要せざること

(3) 六大都市に對しては六大府縣の場合と同様に措置せしむることとし、一應所在府縣を経由せ

しむること

これが内協議に關する要領である。

以上述べ來つた所が昭和十七年度地方豫算に對する政府の指導方針の大要である。

昭和十八年度の地方豫算の編成は、支那事變が勃發してから第五週年目、六回目の地方豫算の編成であり、大東亞戰事に迄局面が展開してから、最初の地方豫算の編成である。

地方團體も戦時豫算を編成すること數回に及び、今や其の體制も次第に整備し、軌道に乗つてきたものと見られる。

平時豫算の域を脱却して、國の戦時體制に即應し、其の戦時體制化が次第に整備しつつある。併し戦時豫算として完備したものとは謂へない。それは、局面の展開につれて目標が先へ進むのと、若干清算し切れない残滓があるからである。従つて、より一層、戦時體制化に向つて努力すべきことが、年々歳々要求せられる所以である。昭和十八年度に於ける國の豫算編成の方針を要約すれば、

今次の征戰に完勝し大東亞の本格的建設に備へんが爲に政府施策の重點を此の目標に集中し、極力既定經費の整理壓縮を圖るは勿論、新規經費は、國策遂行上眞に緊急性を有し且實行可能のものにして急速に其の効率を擧げ得べきもののみ限定し以て努めて政府支出の膨脹を抑止すると謂ふのである。

従つて、地方豫算としても、右趣旨に則り經費の既定たると、新規たるとを問はず、一層重點主義と効率主義との觀點より較量勘案を加へ、以て地方財政の時局に即應せる運営に遺憾なきを期せられたいと云ふ意味合ひを以て、内務、大藏兩次官から、地方長官に對し、指示せられるところがあつた。

右は、道府縣のみならず市町村に對しても同趣旨で指示せられたわけである。尤も市町村に對しては夫々地方長官から地方の情況を加味し改めて指示せられることとなる。

豫算編成の方針が重點主義と効率主義とを強調して居ることは明瞭である。

乏しき物資と、限定せられた資金と、僅少の勞力量を以て、地方施設を整備し、以て戦争遂行に協力せしめんが爲には、勢ひ集中主義・重點主義とならざるを得ない。

而して右重點主義に依つて建設せられてゆく施設は、一日も速かに其の效用を發揮して、征戰完遂の一翼としての働きを爲さねばならぬ。效用發揮の早いものから、效用の能率のよいもの即ち、効率の高いものから、仕事が始められてゆき、完成されてゆくことが、此の際最も望ましいことである。

行政事務の簡素化に依つて機構も簡素になり、事務も簡略化され、愈々能率主義が要求される。此の際思ひ切つて、從來の經費を検討した上斷乎たる壓縮を加ふべきである。

人手もない、金もない。さう云ふ時には急ぐもののみを選定し其の度合の強いもののみを残して、他は切り捨てて仕事をやつてゆくより他に方法はない。

どこもかしこも無理だらけだ。その無理を押切つてやつてみると云ふことが、今國民全體に課せられた問題だ。さうであつてみれば、豫算の編成も亦其の心意氣で蒞むより他に手段はない。

一 歳出に關する事項

(一) 經費の計上に付いては、資金、物資及勞務需給の實勢を稽查し之との適合に一段の留意を爲すこと

周知のやうに、資金は資金統制計畫の枠の内に、地方債資金が織り込んであつて、此の地方債資金の中から、各地方團體別に毎年度の起債許可額が割當てられることとなつてゐる。物資に付ては、物資動員計畫の中に、地方公共團體用が織り込んであり、又特種の事業に付いては、物動中の事業分の中に夫々地方公共團體の分も織り込んであつて、此の中から、各地方團體別に、毎年度の物資が割當てられることとなつてゐる。

之等の從來の實績を觀、又勞力の需給に付いては、各地方の從來の實狀を觀、更に今後之等の供給の趨勢をも加味考量して、明年度に於ては、何の程度の資金、物資及勞力が得られるであらうかと云ふことを稽查して、之と、明年度豫算上に於て要求せられる資金、物資及勞力とを適合せしめる様に、深く注意を用ひなければならぬと云ふ趣旨である。

(二) 既定經費に付ては時局の推移に顧み再検討を加へ殊に事業費に付ては實行可能の範圍に止む

ることとし可及的中止、打切、繰延を爲すこと

(三) 新規経費の計上は原則として左の諸項に限ること

(イ) 防空其の他戦争遂行上必要なるもの

(ロ) 生産力擴充上必要缺くべからざるもの

(ハ) 食糧政策、保健政策其の他政府の重要政策に即應する爲必要缺くべからざるもの

(四) 新規経費として計上を要する継続的事业に付ては特別の事由なき限り三ヶ年度以内に於て完成し急速に其の効率を擧げ得べきものに限ること

國庫の補助事業も、補助金の交付が三ヶ年度以内に完成する豫定のものを目途とするであらうし、物資等の見透しも、三ヶ年以上先きのことを豫想することは益々困難となるであらうし、三ヶ年以上も効果の現はれない事業を待つことは、我が國各般の事情が仲々之を許さないであらうし、勢ひ特別の事由のない限りは、継続的事业に付ては、三ヶ年度以内に完成豫定のものに付てのみ、此の際豫算の計上を考へるといふことにならざるを得ないであらう。

二 歳入に關する事項

(一) 配付税は豫算編成期前に一應其の分與額を算定し通達する見込みなるを以て其の通達額に基き計上すること

分與税法第六條第一項及第四十八條第二項及第三項の規定に依つて算出するときは昭和十八年度の配付税總額は四億七百餘萬圓となり、昭和十七年度の配付税總額四億五千餘萬圓に比し著しく減少するのみならず、昭和十八年度に於て當然豫想せらるる配付税増加の必要額もあるので、法第七條四號の活用に依つて、先の四億七百餘萬圓は之を増加しなければならぬのであるが、昭和十八年度國稅收入の見込が本年末に至らなければ明白とならず、従つて法第七條四號の活用も年末迄延びることとなり、若し之が決定を待つときは、道府縣の豫算編成期前に昭和十八年度の配付税分與額を通知することが困難となるので、已むを得ず臨機の措置として、前記四億七百餘萬圓に付て一應十八年度の配付税分與額を算出して、之を道府縣に通達することとし、市町村に對しては、前年度の配付税の分與額(但し都市及町村に於ては第三種配付額を除く)の限度に於て明年度の配付税收入を計上せしむることとした。而して法第七條四號の活用又は地方分與税法の改正に依つて、實際に分與すべき配付税總額が決定するときは、更めて計算を仕直して正式に配付税の分與額を通達することとした。

(二) 各税の賦課率は眞に已むを得ざるものの外之が引上を爲さざるは勿論高率なる税に付ては配付税分與額其の他の稅收入等と睨合せ努めて之が引下を圖ること

(三) 營業稅附加稅の收入見積に付ては昭和十六年度及本年度の實績等を參酌し充分なる検討を加へ法人分に付ては特に慎重を期すること

主として法人分であるが營業税の本税額の分割事務が甚だ遅延し、其の爲に附加税が豫想に反して其の收入を得られなかつたことは、昭和十五年度、十六年度に於て既に經驗したところであるが、昭和十七年度に於ては、次第に事務に習熟して來たのと、前年度に於けるが如き家屋賃賃價格の調査の如き臨時事務もなかつたので、餘程本税額の分割手續も進んだのであるが、地方に依つて異なるものがあるし、それでも尙豫期の如くでないものであるから、豫算の計上に當つては、營業税附加税の法人分の算出に付いては、餘程慎重を期する必要があるからである。

第四節 豫算の成立

豫算は、議會の議決を経て成立する。若し議會に於て議決せざるとき、又は他の理由に基いて豫算の不成立を見た場合、府縣に在つては、知事は内務大臣の指揮を請ひ、市町村に在つては、市町村長は府縣知事の指揮を請ひ、之に依つて豫算を定むるのである。

豫算に關しては、議會は單に提出せられた豫算案に付、可否を議決するの権限を有するのみであつて、之を發案する権限を有しない。固より、議會は豫算の議決權に基き、豫算の修正を爲し得るのは言を俟たない所であるが、其の修正の範圍は、或る費目の削除、又は豫算金額の増減を爲し得るに止まり、新に費目を加ふるが如きは、所謂、發案權に屬し、越權の行爲である。

議會の議決が其の權限を超え、又は收支に關し、執行すること能はざるものなるとき、又は、義務費其の他必要缺くべからざる經費を削除し、又は減額したときは、理事者は、其の意見に依り又は監督官廳の指揮に依り理由を示して之を再議に付し、又は再議に付せずして監督官廳の指揮を請ひ、豫算を定め得ることは、豫算不成立の場合と同様である。議會の議決が收入支出に關するものであつて、事實上之を執行することが出來ないと認められるときは前に述べた如く措置するのであるが、左に掲ぐる費用を削除し又は減額した場合に於て、其の費用及之に伴ふ收入に付いても亦同様である。

- 一 法令に依り負擔する費用、當該官廳の職權に依り命ずる費用、其の他の地方公共團體の義務に屬する費用
- 二 非常災害に因る應急又は復舊の爲に要する費用、傳染病豫防の爲に要する費用其の他の緊急避くべからざる費用

豫算は、議決を経た後、直ちに、之を監督官廳、即ち、府縣は内務大臣に、市町村長は府縣知事に報告し、且つ其の要領を告示することを要する。報告するのは、監督官廳の監督の爲めであり、告示するのは、之によつて、一般府縣市町村住民に周知せしめんが爲めである。

第五節 豫算の執行

豫算の執行に於ては、収入の均衡を圖ると云ふことは必要なことである。

豫算は、形式上、一應收支の均衡を得たる如く形成されてゐるけれども、形式上の均衡は、必ずしも、實際上の均衡を生ずるとは限らない。極端な場合は、税収入の見積を過大にし、財産賣却を過當に計上し、或は一應起債の償還繰延とか、歳入缺陷債とかに依つて豫算上の辻褄を合はしてゐる場合がないわけではない。之を故意に行ふ場合は甚だ不都合な次第であるが時には配付税の交付額の確定を待つ間の臨時的應急の措置としてかかる糊塗等をとるやうな場合もないわけではない。普通の場合に於ても財政に於ては、其の多くは収入の時期と、経費需要の時期とは時を異にし、且つ収入自體に於ても、嚴格精密に豫定することは困難であつて、其の多くが見積りに過ぎない。年度内に収入が遅滞した時、又は充當すべき財源が未だ収入し得ざるに拘らず、支出の必要があるとき現金不足の現象が生ずる。之は、一時、且つ形式的の不足だから、大局には關係ないが、斯かる場合は、一時借入金を行ひ、豫算内の支出を充たし得る。然し此の一時借入金は、其の會計年度内の収入を以て、必ず償還しなくてはならない。この點を考慮し還付税は平年度に於ては八月、十一月、二月、五月の四回に之を交付することとし、配付税に付ては、道府縣分は分與額の四分の一宛を六月九月、十二月及二月に、又市町村分は特に早く、分與額の四分の一宛を四月、七月、十月及一月に交付することとし、出来る丈地方團體の豫算經理に支障なからしむべき配意を行つてゐる。

豫算の執行に當つて、特に注意を要することは、或る歳出に應ずる特定財源を有するものについては、其の収入確定を俟ち、歳出手配を爲すことである。減収を來し、或は収入不能に陥りたる際は、之に伴ひ、歳出を壓縮しなくてはならぬ。例へば、起債が不許可となつた場合とか、豫定した國庫補助が減少した場合とか、豫定の財産が賣却が出来なかつたとか云ふやうなことのあつた場合は、之を財源とした支出は、夫々執行を中止、或は緊縮することを要するのである。尙、一般歳入を以てする一般歳出に在つては、税、其の他一般歳入の減収を豫想せられる場合は、之に應じた歳出の節約整理を行ひ、以て收支の均衡を保持すべきである。

歳出は、豫算の範圍内に於て經理すべきは當然の事であるが、已むを得ざる事故、又は事件の發生により、豫算を超過し、又は豫算外の費途に支出を要することがある。斯かる場合は、豫備費を以て所要に應ずべきである。

尙、豫算執行に當り、各款の金額は彼此流用することを得ないが、款内に於て豫算不足を來し、超過支出を要する費目を生じたる場合は、同款内餘裕を生ずる費目より、之を流用支辨することが出来る。但し、各項の金額流用は、府縣に在りては、參事會の議決を要し、市町村に在りては、市町村會の議決を要する。

不慮の災害、又は特殊事由に依る歳出の要求ある場合は、追加豫算の方法に依るべく、右に伴ふ歳

入は税の自然収入、ものに依つては起債、特定財源を以て收支の均衡を保持せしめるの要あること勿論である。若し會計年度經過後に至り、歳入を以て歳出を支辨するに財源の不足を生ずる場合は、財政上の非常手段として、翌年度の歳入を繰上げて之に充用することが出来る。然し、之は市町村に在つては、府縣知事の許可を要し、尙此の繰上充用の額は、翌年度の歳入歳出豫算に編入するを要する（府縣制施行規則第五五條、市制町村制施行規則第五五條）。

豫算の執行に關し、最も重要な原則は、収入又は支出を命ずる機關と、其の命令に基き金錢物品の出納を掌る機關とを分別し、以て經理上の不正を生ずる虞なからしむることにある。即ち、命令機關は、収入に在つては、債務者に對し納入告知書を發し、支出に在つては、出納機關に向つて支拂命令を發する處の事務を取扱ひ、其の間確然たる區別を劃するのである。

現在、府縣に於ける収入支出の命令は、府縣知事又は其の委任を受けたる官吏々員其の他の職員之を發し（府縣制施行規則第五一條）、金錢の出納に關する事務は府縣出納吏、物品に付ては物品出納吏が收支の責を負ふのである。府縣出納吏は、府縣の官吏、吏員中より府縣知事が任命するのである。出納吏とは、出納事務を管掌する職名であつて、官吏に就き出納吏を任命した場合には、府縣出納吏として、新に府縣吏員たる地位をも取得するのである。出納吏の員數には、法律上の制限はないから、一箇所・若は數箇所に一人數人、若は必要に應じて、數十人を置くことを得るのである。

府縣出納吏は、市町村に於ける収入役の如き獨立の地位を有することなく、一般の吏員と同様、知事に對し絶對服從の義務がある。故に、知事の出納命令を審査し、其の不審と認むるものを拒否する權限を有しない。併し乍ら、出納事務の正確を期する爲め、出納命令權と、現實の出納所爲とを區別し、成る可く府縣の收支命令を委任した官吏、吏員以外のものを出納吏とするのが適當である。出納吏を任命し得べき官吏、吏員は、當該府縣知事の部下たるもの、若は監督下にあるものに限る。他の所管應の官吏に對し、府縣出納吏を任命する事を得ない。故に町村吏員を府縣出納吏に命ずることは出来ない。但し、縣立學校、縣立各種試驗場等に、縣出納吏を設置する場合には、學校職員、地方待遇職員制による職員を、縣出納吏と爲すことを得る。

府縣出納吏の掌る出納事務とは、現金、證券、其他財産の出納、保管に關する事務であるが、特に、現金の出納については、府縣金庫をして取扱はしむることになつてゐるのであるから、出納吏に於ては現金の出納に關する取扱は、金庫に於て取扱を困難とする雜賦金の收納等萬已むを得ざるもののみとし、行政官たる出納吏の現金取扱は、可成之を避けることを要する。

市町村の命令機關は通例市町村長であるが、市町村長故障あるときは、助役、市町村長及助役共に故障あるときは、監督官廳の選任したる市町村長臨時代理者、又は市町村長の職務を管掌する官吏が之を執行するのである。

命令機關の權限は、受命機關に對し、收入又は支出の實行を命令するもので、其の個々の收支を命令すると、一定範圍の收支を總括して、豫め命令するとは任意である。

市町村に於ける受命機關は、收入役である。收入役は、市町村の出納、其の他の會計事務を掌る外に、尙市町村長又は同吏員の掌る國府縣、其の他公共團體の事務に伴ふ出納、其の他の會計事務を掌ることになつてゐる。尙收入役の事務を補助し、收入役の故障ある場合、市町村會は市町村長の推薦に依り、之を代理すべき代理者を定めることを要する。此の外、勅令を以て定める市制第六條の市の區に於ては、區收入役及區副收入役、又は收入役代理者を置き、市收入役の命を承け、又は法令の定める所に依り、市及區の出納其の他の會計事務を掌り、市收入役の命を承け、又は、從來法令、若は將來法律命令の定むる所に依り、國府縣、其の他公共團體の出納、其の他の會計事務を掌ることが出来る。

市町村長に於て、豫算を議決したるときは、市町村長は、其の謄本を收入役に交付することを要する。收入役は、市町村長又は監督官廳の命令がなければ支拂ひを爲すことを得ない。尙、命令を受け、支出すべき豫算がなく、且つ豫備費支出、費目流用、其の他財務に關する規程により、支出を爲すことを得ない時も、同様に支拂を爲すことを得ない。

第六節 繼續費

一 繼續費の觀念

繼續費とは數年度に亙る經費を豫め年限を定めて、其の全部につき議決を経る事を云ふ。換言すれば、一定の總費額を一定年限内に順次支出するものである。

右は數年を期して事業の施行を爲すべき場合又は數年を期して其の費用を支出すべき場合に對處するが爲に必要である。豫算の一會計年度制の例外を爲すものであつて、之に依つて將來の財政が拘束せられるのであるから、濫りに繼續費を設定することは嚴に之を戒むべきものであらう。

二 繼續費の必要

府縣市町村に於て經營する事業が二年以上に亙つて竣功を期する場合、又は費用の負擔を爲し、二年以上に亙つて之を支出しようとする場合には、其の支出總額を一年度の豫算に編入することが出来ないことは必定である。例へば數年を期して經營すべき事業に對して、單に繼續事業のみにつき議決を経之に要する費用は毎年度の豫算に編入して議決を経るものとせば、事業は數年に亙つて既に確定してゐるのに拘らず、之に伴ふ支出の確定は一年度を出ない。故に或る年度に至り、豫算の議決をしなかつた様な場合があつたとしたら、既に計畫に屬する事業が終に阻止せられる様な不利を招來する

に至るであらう。此の如きは固より財政上策を得たものではない。

三 繼續費の種類

繼續費を定めるのは、一は府縣市町村費を以て支出すべき事件に對し、少くとも二年以上繼續して費用の支出を要する場合であつて、其の事例は、道路、河川、港灣の改修築、廳舎、學校其の他、各種營繕工事、農業水利改良、殖林、開墾事業、又は埋立等の事業が、一年度間に之が竣功を見る事が出来ない場合である。又一は土地建物の買収代金又は經營に對する寄附金、若は補助金を數年に分割して支拂ふべき場合である。

四 繼續費の經理

繼續費の年度割を嚴格に執行するときは、動もすれば、其の事業の豫定の進行困難なるに拘らず、強いて之を濫費し、後年度に於ては其の不足を告げ、豫算追加の已むなき虞なしとしないのである。此の缺陷を除去する爲に認められたものは、後年度に繰越使用の制である。即ち各年度の豫算を執行するに當り、残額を生じた場合は繼續年度の終り迄遞次繰越使用することが出来、其の繰越使用の出来る豫算残額は、次年度の豫算に編入する必要はないが、歳計内譯簿に記帳し、帳簿上に説明を附して整理すべきは勿論の措置である。而して遞次繰越については、理事者に限り之を爲す事が出来るのであるが經理上の適正を期する爲、理事者は翌年度四月三十日迄に繼續費繰越計算書を、府縣及市に

在つては次回の府縣市參事會に、町村に在つては次會の町村會に報告することが必要なのである。

五 繼續費の設定變更

繼續費の設定變更に付ては、府縣市町村會の議決を経ることは勿論であるが、繼續費の總額及各年度の支出方法は豫算ではないから、之を同時に各年度の支出額を毎年度豫算に計上し、議決を経べきである。又繼續費の更正追加を爲す場合に於ては、各年度の支出方法の變更を要するのは勿論である。

六 繼續費豫算議決の制限

繼續費に付ては、一旦之が議決を得たるときは、其の年限中各年度支出額は其の年度中の歳出豫算に計上はするが、之に對しては、更に議決を求むる必要がない。只歳入歳出豫算に包括されるので、形式上議決を経ることとなるのである。従つて各年度の支出額を定めて、繼續費を設けたときは、之を變更しない限り、議會に於て之を削除又は廢止することが出来ない。若し既定繼續費年度割と異つた豫算の修正議決とした場合の如きは收支に關し執行することが出来ないものとして、所謂原案執行の方途を適用し得べきものである。

七 繼續費の監督

繼續費は府縣市町村の財政上に關する所尠くないので、之が設定變更に付ては、監督官廳の許可を

受けしめることとなつてゐたが、今般之を改め不要許可事項とした。今日の府縣、市町村の發展段階に於ては、其の煩瑣なる手續を経て之を監督するの要を認め難いと云ふことに依るものである。

第七節 決算

一 市町村の決算

市町村の豫算は、命令機關である市町村長と、受命機關である收入役に依つて執行せらる。市町村の歳計なるものは、豫算に始まり決算に終るのであるが、豫算たる歳計の豫測は必ずしも其の實踐と一致しない場合が多い。若し豫算の通り執行し得るものであれば、決算の必要はないのであるが、豫算は如何に正確を期しても、豫測の計算であつて此の複雑にして變遷極まりない社會事象に對して、其の事實、數量を的確に測知することは出来ない。従つて豫算と一致しないから、茲に決算の規定を設けて實際上の事實及數量を記録せしめるの必要が起るのである。

市町村歳計の經理は豫算を基礎として掌理すべきものであるが、會計年度經過後は最早豫算は之を執行することが出来なくなり、單に豫算執行の實績を整理するに止るのである。

敍上の如く豫算の執行は必ず會計年度内に限られるものであるから、年度經過後に至れば豫算の追加更正は勿論、豫算各項の金額流用の議決も之を爲すことが出来ない。

判例

豫算各項ノ金額ハ會計年度經過後ニ在リテハ出納閉鎖前ト雖流用ノ議決ヲ爲スヲ得サル義ナリ(大正八・九・二七行宣)

乍併、出納事務は如何に迅速を期するも、克く會計年度内に之を完結することは至難である。由是出納閉鎖に關する規定を設け、市町村の出納は翌年度五月三十一日を以て閉鎖することに定めた。此の出納閉鎖期間の事務執行範圍は、豫算の執行とは自ら其の趣を異にし、歳入に關しては、市制町村制施行規則第三十四條及同第三十五條の規定に則り、其の年度内に於て市町村が命令を發したるものに限り收入すべきものであつて、隨つて年度經過後に於ては最早收入命令を發することが出来ぬことになつてゐる。

歳出に付いては、市制町村制施行規則第三十六條の規定に依り、其の年度内に於て支拂義務の發生したものに付ては、縱令年度を經過しても、それが出納閉鎖期限迄の間は、尙支拂命令を發し支拂を整理し得るのである。

上記の如く出納閉鎖期限内は、會計年度内に於て執行した事務の整理を爲し、決算調整の準備を爲すべきものであるが、出納閉鎖後は如何なる場合と雖、其の收入支出は之を現年度の歳入歳出と爲すべきである(市制町村制施行令第四五條参照)。要之、出納閉鎖期限迄は決算調製の準備期間とも謂ふべきものであつて、此の整理期間内は迅速且正確に之を處理すべきは謂ふまでもない。

二 府縣の決算

府縣知事は市町村長と同じく命令機關の地位にあるのであつて、府縣の收支を命令し、且つ會計を監督する。而して府縣の出納は、府縣知事の任命する官吏、吏員が之を掌ることになつてゐる。決算の概念に付ては市町村の所で説明したものを参照せられたい。

三 翌年度歳入繰上充用

(一) 市町村 豫算が正鵠を期せられ、其の執行亦適正である以上は、市町村の決算は收支の均衡を得られ、随つて決算も容易に之を調整することが出来るが、當該年度の歳入が豫算通り收入し得ざるに反し、歳出は豫算額の支拂を必要とし、又不可避の追加豫算に依る支出を必要とする場合、勢ひ翌年度の歳入を繰上げ、當該年度の支拂に充當しなければならぬ。

繰上充用は財政經理上の非常處分とも謂ふべきものであつて、之も亦會計年度獨立の原則に對する例外である。

繰上充用を爲すは市制町村制施行規則第五十五條に規定せる通り、「年度經過後ニ至リ歳入ヲ以テ歳出ニ充ツルニ足ラサルトキ」云々とあるから、其の事實の發生が會計年度の經過後であることを要するのである。此の邊の取扱に付ては其の趣旨を明にして置く必要がある。若し收入の不足が年度内に豫知し得る場合に在つては、豫算の追加(更正)に依つて適宜措置し得べく、従つて繰上充用の如き

非常處分の途を講じないで済む場合があるに拘らず、漫然出納閉鎖期まで之を放置して、繰上充用を爲すが如きは注意すべきことと思ふ。

繰上充用を爲さなければならぬ事情に付ては、多種多様であらうが、今假りに其の場合を想像して見るに、(1)租税の滞納又は歩合協定の調はざる爲め豫定の附加税を收入し得ざる場合、(2)不動産賣却代の未收、(3)補助寄附金の未收、(4)轉貸金の回收不足、(5)災害に因り課税物件が著しく滅失し、又は市町村税減免の爲め豫定の收入激減せる場合、(6)銀行の破綻、又は公金費消等に依り歲計現金に不足を生じ、補填の途なき場合、(7)其の他を擧げることが出来る。然し多くは歳出の節減等に依つて收支の均衡を保持する場合が尠くないのであるから財政經理上萬遺憾なきを期せねばならぬ。

繰上充用を爲す場合は先づ其の年度の歳入の不足額を確實に調査し、府縣知事の許可を要するのである。

繰上充用の金額が定まれば翌年度の豫算の歳入、歳出、追加豫算の議決を経なければならぬ。翌年度の歳出中には雜支出中に「前年度歳入繰上金」等の項を樹て、之を追加計上すると同時に之が歳入は前年度の歳入未収入金(繰上充用の原因となりたるもの)を雜收入「過年度收入」等として計上し、之でも尙不足を生ずる場合に在つては新規に財源を需めて適宜之を計上すべきである。序であるから茲に附言して置くのであるが、歳入の繰上充用を受けた前年度に於ては、前にも縷々繰返した如

く年度経過後であるから、追加豫算を爲す方途がないから、會計簿冊に之を記帳するを以て足るのである。

(二) 府縣 翌年度歳入繰上充用に付ては市町村の場合は府縣知事の許可を要するも、府縣に於ては大臣の許可を要する等の事なく、府縣限り之を爲すことが出来るのである。本件繰上充用の取扱に關しては、概ね市町村の場合と同様であるから説明を省略する。

四 決算の審査

(一) 市町村 市町村長は収入役から提出された決算を受理したときは、直ちに之を審査し、其の適否を決し、其の結果に付意見を附して、次の通常豫算を議する會議迄に、之を市町村會の認定に付することとなつてゐる。(市制第一四三條第二項、町村制第一二二條第二項參照)

市町村長は市町村の會計に付ては監督の地位に在るのであつて、其の收支は市町村長が之を命ずる處であり、市町村長は又出納検査の執行権者であるから、自己の收支命令の實行其他に付き、會計諸帳簿其他と併せ、細密且周到なる審査を遂げ、苟も情實に流れ、又自己の怠慢に因り、之が審査を忽にするやうな事は嚴に慎むべきである。

市町村長が決算審査の結果附すべき意見の内容は、事實の問題に屬するので茲に列擧するを得ないが、其の意見は決算を市町村會に提出する法律上の要件であるから必ず之を附さなければならぬ。

即ち其の意見は収入役が取扱ひたる收支が適正を期せられて居る場合に在つても、其の旨を表示した意見書を添附すべきものである。若し町村長自己が収入役事務を兼掌する場合は、町村長自己が調製した決算であるから、直に町村會の認定に付すべきである。

決算の審査は地方團體の財政上重要な任務に屬すべきものと考へるのであるが、往々にして其の審査が緩慢に流れて居る爲め、公金の費消等も數年度を経過した後、之を發見するが如き例を稀に聞くのであるが、其の原因は収入役が市町村長の推薦に依つて定められる關係を有つて居ること、市町村長が専門的的智能を有せざること等々の爲め、其の審査機能を充分に發揮し得ないことにも依るのでないかと推察せられる。茲に於て最近地方財政の重要性に鑑み、平素の會計監督の強化と併せて市町村の決算も、彼の會計検査院が行政府から獨立して決算を検査し、歳入及歳出が行政府の專斷に委せられることを防止してゐる趣旨に則り、國に於て一定の審査機關を設けて、市町村の決算を嚴密に審査するを可とするの意見を有する者もあるやうである。

今般市制の改正に伴つて内務大臣の指定する市には審査役を置き、市營事業の管理、市の出納其他市吏員の管理する事業の執行を審査せしめ又決算の審査を行はしめることとした。而して審査役は市會に諮り市長が之を選任することとし、審査役を置かない市では市長は市會に諮り市吏員の中から審査役の職務を行ふべきものを定むることとした。

(二) 府縣 府縣の決算に附ては市町村の決算の如く收支命令機關であり、又會計監督の地位に在る府縣知事の審査意見を付するが如き規定はないが、決算提出者たる府縣知事は之が審査に付完璧を期すべく、慢然之を出納吏のみに委すが如きは嚴に戒むべき事と思ふ。

五 決算の認定

(一) 市町村 決算の認定期限は之を次の通常豫算を議する會議としてあるから、市町村長はその會議中に任意に市町村會の認定に付せばよいのである。

若し市町村會が其の決算に付認定を與ふべからずと認むる時は、其の理由を明示することを要するであらう。此の場合議會が収入役の取扱つた收支に不都合ありと認めるときは、市町村の公益に關する事件として、關係行政廳に意見書を提出し、以て常務者の反省を促すことが出来る。

次に市町村會の認定を経ざる決算の效力如何と謂ふことであるが、本件に付ては前にも記述した如く、決算の效力は市町村會の認定を要件とするものでなくて、決算其のものは収入役の調製に依つて決算たるの效力を生じてゐるのであるから、若し認定を経なくとも之を監督官廳に報告して可なるものである。

(二) 府縣 府縣制第二百二十四條の規定に依るときは、府縣の決算は翌々年の通常會に於て、之を府縣會に報告することになつてゐる。又府縣會の議決すべき事件中に「決算ノ報告ニ關スル事」と

規定してゐるから、府縣會は議決の形式に則り、處理すべきものであつて、若し、縣會が議決しなかつた時の決算の效力、大臣への報告、告示、其の他に關しては、前記市町村決算の所で概ね記述した通であるから之を省略する。

第八節 財務監督

府縣市町村其の他の公共團體の自治は、素々國家の授權に依るもので、國家は其の存立目的達成の手段として、國家的事務を處理せしめる爲め、斯くの如き自治團體の存立を認めたるものに外ならぬ。而して地方公共團體の運用如何は、國民の福利に至大の關係を有し、延いて國運の消長に及ぼす影響尠なからざるを以て、特に國家的統制を必要として、所謂委任事務の形式に於て、團體又は其の機關に委任される事務は勿論、團體独自の立場に於て、其の存立目的遂行上必要なりとして行ふ所謂固有事務に付ても、國家は指揮監督を保留する。

國家が之等地方公共團體に對して行ふ財政監督の方法は、其の形式より積極的監督及消極的監督、自働的監督及他働的監督、或は事前監督及事後監督等に分類することができるが、其の一般的監督は市町村に對しては、第一次に府縣知事、第二次に内務大臣監督權を有し、府縣に對しては内務大臣が監督權を有する。

以下監督官廳の監督方法の概要を述べれば次の通りである。

(一) 一般的監督

一 事務の報告を爲さしめ、書類帳簿を徴すること

監督官廳は常に地方公共團體の状況を詳かにしなければならぬと共に、其の行政が法律命令に違背せざるや、又は公益を害せざるやを監視する必要上、各種行財政事務の報告を爲さしめ、書類帳簿を徴することができる。

二 實地に就き事務を視察し、出納を検閲すること

監督官廳は事務の報告を爲さしめ、又書類帳簿を徴することができる外、進んで實地に就いて事務處理の状況を視察し、收支に關する帳簿證書等の調査、現金出納の状況を檢察することができる。

三 命令を發し又は處分を爲すこと

監督官廳は監督上必要なる命令を發し、處分を爲すことができる。

四 事件の許可を爲すこと

地方團體は其の權限に屬する事件を法令の範圍内に於て、自ら處理するを原則とするけれども、重要な事件に付ては、監督官廳の許可を必要とする。

道府縣、市町村の要許可事項は、自治制度の發達と共に、漸次其の範圍を縮少するの傾向に在つたが、現行制度が規定する財務に關する主なる要許可事項を列擧すれば次の通りである。

一 府縣

- 1 水道、瓦斯、軌道及自動車の使用料を新設し、又は變更すること(近く不要許可となる見込み)
- 2 支出總額五十萬圓を越ゆる繼續費を定め、又は變更(減額を除く)すること
- 3 府縣債を起し、又は起債の方法利息の定率、若は償還の方法を定め、若は變更せむとするとき賦課率が課税標準率を超過して國稅附加税を賦課すること
- 4 國庫より俸給を受ける官吏に對して府縣費より旅費を支出すること

二 市町村

- 1 市町村條例を設け又は改廢すること
- 2 基本財産及特別基本財産並に林野の處分に關すること
- 3 財産又は營造物の使用權に關する舊慣を變更し、又は廢止すること
- 4 使用料を新設し又は變更すること
- 5 一定以上の賦課率を以て國稅附加税を賦課すること
- 6 均一の稅率に依らずして國稅附加税を賦課すること

- 7 獨立税を新設し又は變更すること
- 8 數人又は市町村の一部を利用する營造物及財産の費用に關し又數人若は市の一部に對し利益ある事件に關し特に利益を受くる者より分擔金を徴收すること
- 9 數人若は市町村の一部を利用する財産若は營造物又は數人若は市町村の一部に對し利益ある事件に關して夫役現品に付、不均一の賦課を爲し又は數人若は市町村の一部に對し其の賦課を爲すこと
- 10 直接市町村税を準率としないで夫役現品を賦課すること
- 11 繼續費を定め又は變更すること(近く不要許可となる見込み)
- 12 町村債を起し、並に起債の方法、利息の定率償還の方法を定め又は之を變更すること
- 13 法定以外別に税目を起して都市計畫税を新設又は變更すること
- 14 翌年度歳入の繰上充用を爲すこと
- 15 歳計現金預入銀行若は信用組合を定めること
- 16 市制町村制第六十五條に依り財務に關する特別の規定を設けること

第九章 國費及地方費の負擔區分に關する問題

第一節 緒 論

地方團體は、

(イ) 府縣制第二百二條第一項 府縣ハ其ノ必要ナル費用及法律勅令又ハ從來ノ慣例ニ依リ府縣ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

(ロ) 市制第十六條第一項(町村制第九十六條第一項) 市(町村)ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ市(町村)ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

右規定に依つて、地方團體は、其の負擔に於て一定の費用を支辨すべき義務を負うてゐる。

之を二種に分つて、(イ)地方團體自身の事務の費用を支辨すること、(ロ)國の費用、市町村に在つては、國、府縣其の他の費用を支辨すべきこととなつてゐる。

(1) 其の必要なる費用 其の必要なる費用とは、道府縣、市町村が其の事務を執行する爲に必要なる經費を謂ふのである。而して其の事務は、所謂固有事務たると委任事務たるとを問はない。又所謂必要事務たると隨意事務たるとを問はない。

道府縣、市町村が、本來其の權能に屬し又は法令に依る等其の權能に屬せしめられたる事務を執行するに要する一切の費用を指すものである。

(イ) 府縣制第二條 府縣ハ法人トシ官ノ監督ヲ承ケ法律命令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法律命令又ハ從來ノ慣例ニ依リ府縣ニ屬スル事務ヲ處理ス

(ロ) 市制第二條(町村制第二條) 市(町村)ハ法人トシ官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法令又ハ從來ノ慣例ニ依リ市(町村)ニ屬スル事務ヲ處理ス

(2) 法令に依り道府縣、市町村の負擔に屬する費用 府縣制、市制、町村制施行後に於ては、道府縣、市町村に費用の負擔を命ずる場合は、法律、勅令又は其の他の命令に依るか、法令に根據を有する處分に依るにあらざれば、之を行ひ得ないことが、明にせられてゐる。

負擔に屬する費用とは、事務其のものは、當該團體に委任せずして、單に其の費用のみを負擔せしめることを謂ふのである。この場合にも二者がある。一は、事務を地方團體に委任しないけれども、地方團體の機關に委任して、之に伴ふ費用を地方團體に負擔せしめる場合と、一は、單に費用のみを地方團體に負擔せしめる場合とである。

地方團體が其の負擔に於て一定の費用を支辨すべき義務を負うてゐることに付いての法律的根據は以上に依つて略々理解を戴いたことと思ふが、次に、現に地方團體が負擔してゐる之等の費用が、其

の収入とうまく照應してゐるかどうか、うまく照應してゐないとすれば、どこに其の不合理性が潜んでゐるか。要するに地方團體の収入が、其の費用の増加に伴はない限り、地方團體の財政が壓迫せらるることとなり、之が對策として地方團體に持ち込まれる委任事務の費用に付いて検討を加へる必要が起つて來るのである。

かくして一定の規準の下に、其の整理を圖り、國費、地方費の負擔に付いて、合理的の區分を行はんとする考へ方が起つて來るのである。以下本論に於ては、この問題を取り上げて説明を試みたいと思ふ。

第二節 委任事務の理念

委任事務に對して固有事務と云ふ觀念が存在してゐる。而してこの二つの事務を區分する標準としては、二つあると思ふ。一つは形式的分類であり、一つは實質的分類である。

形式的分類に於ける區分の標準としては法律に其の根據を求めんとするものである。即ち府縣制第二條及市制第二條、町村制第二條が之である。此の場合説明の煩瑣を避くる爲、例を市制町村制につて話を進めたいと思ふ。

法律に依れば、市町村の事務は、

(イ) 其ノ公共事務

(ロ) 法令又ハ從來ノ慣例ニ依リ市町村ニ屬スル事務
 の二種類がある。而して(イ)の「其ノ公共事務」を固有の事務と謂ひ、(ロ)の事務を委任事務と謂ふのである。

「其ノ公共事務」とは、其の市町村の共同目的達成の爲に、公共の福利を増進する事務であつて、市町村自身の認定に依り、取捨選擇を自由になし得るところの事務を謂ふのである。

委任事務は、當該市町村自體がどうしてもやらなければならぬ事務ではないが、市町村の存立目的が公共の福利増進にある點に鑑み、國府縣等の公共の事務を市町村に處理せしめることの便宜、且つ妥當なるものがあるので、法律も亦市町村に對し國府縣等の事務の委任を爲し得ることを認め、市町村が之を執行する義務のあることを明確にしてゐる。この委任せられた事務を委任事務と謂ふのである。

而して此の委任せらるべき事務及其の範圍に付いては、現行法たる明治四十四年の改正市制町村制施行以後に於ては、法律、勅令に依つて定められることになつてゐた。即ち法律、勅令の規定に依るにあらずんば、市町村に對し、事務の委任は之を爲し得ないといふことになつてゐた。但し明治四十四年の改正市制町村制の施行以前にあつては、委任に關する規定がなかつたが、(イ)法令に依つて事

務を委任したものが若干あり、又(ロ)従前より慣習的に市町村が委任事務に當るものを處理して來たものがあつたので、之等は引續き委任事務として處理せしめることとした。
 前者に屬するものは、

- (イ) 明治三十年法律第二十一號國稅徵收法第五條に依り「市町村ハ其ノ市町村内ノ地租及勅令ヲ以テ命シタル國稅ヲ徵收シ其ノ稅金ヲ國庫ニ送付ス」ル事務
- (ロ) 昭和十六年勅令第四百四十八號國民學校令第二十四條に依り「市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ必要ナル國民學校ヲ設置ス」ル事務
- (ハ) 昭和十四年勅令第二十號警防團令第十四條、第十五條に依り「警防團ニ必要ナル設備資材ハ市町村ニ於テ之ヲ備フ」ル事務

(ニ) 其の他若干省令又は府縣令を以て市町村に委任せる國府縣の事務
 又後者に屬するものは、明治十一年太政官布達第三十二號戶長職務概目第十一「町村内ノ人民ノ印影簿ヲ整理スル」事務の如きが之であつて、右は従前より慣例に依つて市町村に委任せられてゐたものである。

以上の如きものの外は、市町村に對する國府縣等の事務の委任は法律若は勅令又は法律勅令に根據を有する命令若は處分に依らねばならぬこととなつてゐたのである。然し今般法律が更に改正され法

律勅令以外の命令に依つても委任の途が開かれた。即ち時局の要請に依つて國政事務が市町村に依つて處理せられることが必要となつたからである。斯くして狭き門を再び廣く開いたのであるが、一面其の經費負擔に付いては法律に明記して、政府に於て必要な措置を講ずることとなつた。府縣に於ても同様である。

とまれ形式的には、何が委任事務であり、何が固有事務であるかの區別の標準は、一應法令に委任の根據があつて、市町村の事務に屬せしめられたかどうかと云ふことに在ると云つて差支へないと思ふ。即ち法令を詮索してみることに依つて、市町村は勿論道府縣の委任事務を拾ひ出すことが出来るのである。

固有事務及委任事務の形式的區別の標準は、以上の如き方法に依つて一應立つとしても、實際に於て、固有事務と委任事務との間に本質的に差異が存在するのであらうか。即ち兩者の實質的區別の標準を何處に立てるか、又立てることが可能であらうかと云ふことが次の問題である。

要するに、地方團體は、其の團體住民の福利増進を爲必要とする公共事務を執行する權能を保有し、國府縣は、等しく國民又は府縣民の福利増進を爲必要とする公共事務を執行すべき權能を保有してゐることは勿論である。而して各々其の必要と認むる公共事務を執行する權能を行使するか否かといふことは、國、府縣、市町村の自由に選擇し得るところであつて、府縣、市町村に付いては

法律の建前に於て之を認むるところである。従て府縣、市町村は、法律に依るにあらずんば此の固有事務の執行を制限せられることはないし、法令に依るにあざれば又他の國とか府縣とかの事務の執行に付いて之を強制せられることはあり得ないこと既に述べた通である。

而して國民と云ひ、府縣住民と云ひ、市町村住民と云ふも、全く同一人であつて、其の福利増進を圖ると云ふことは結局同一のねらひどころになることは謂ふ迄もないところである。

ただ公共的福利増進の事務の必要なりや否やを判斷するに當つて、國は國家的廣い立場から之を判斷し、府縣は府縣の立場から之を判斷し、市町村は狭い市町村の立場から判斷するところに差異が存在するのである。

國家内の一部に偏してゐて國家的には其の必要を認め難いが、其の一部から見れば非常に必要な事務があり得るわけである。而して其の一部が府縣であれば府縣が之を執行するのが適當であるし、又其の一部が市町村であれば、市町村が之を執行するのが適當であるといふことが起つて来る。従て等しく同一人の國民に對するねらひであつても、國が其の事務を執行する方がいい場合もあり、府縣又は市町村が執行する方がよいと云ふ場合が起つて來ることが考へられるし、事實其の場合々に應じて適當にやつて行く方が妥當な結果が得られるのである。

かく考へて來ると公共事務に付いて、廣く國家的立場から、之を執行する必要の有無を判斷し、又

之を執行する方式をきめる即ち國自らやるか、地方公共團體に當らしめるかといふ判断をすることの中に、其の標準に付いて紙一重と云はうか、不明瞭と云はうか、非常にむづかしい點が生じて來るのである。

即ち必要と認められる公共事務が、著しく國家的色彩を帯びてゐるか、著しく地方的色彩を帯びてゐるか云ふことに依つて、或は國の事務となり、或は地方の事務となるといふことが起つてくるのである。然るに、之を個々の事務に付いて見るときは、其の色彩分明ならざるものが尠なくないのである。

斯くして國政事務なりや地方公共團體の事務なりやの實質的判断が困難となり、從て委任事務、固有事務の區別を立つる的確なる標準を得るといふことが困難となつてくるのである。

庶莫、一應國家事務的性質の強いものが國政事務であり（從つてこの一部が委任事務として地方公共團體に委任せられる）、地方事務的性質の強いものが固有事務であるといふ標準は立つ、而して委任事務と固有事務との法律的分類と、この實質的分類とが、或程度一致して居るであらうか。

現在の實狀は必ずしも相符合してゐない。夫れは法律制定に當つても、兩者を區分する明確なる標準が定まつてゐないからである。狭間茂氏「市町村の自治權」に述べられてあるところが、這間の消息を比較的簡潔に説明してゐるので茲に參考迄に引用してみよう。

市町村の自治能力の内容は以上の如くこれをその固有事務と委任事務（市町村長に委任せられた國其の他の公法人の事務を含まざることとは謂ふまでもない）とに分別し得るのであるが、然し兩者の限界乃至現行制度上に於ける兩者の類別の實質に至りては必ずしも明確であり適切なりと謂ふことを得ないのである。

例へば、市町村が中學學校、實業學校を設置し、圖書館を設け、職業紹介所を設置するが如きは、現行法（中學校令四、實業學校令四、圖書館令一、職業紹介法三）の解釋としてはこれを市町村に對する委任事務なりとせられるけれども、其の社會的本質が果して國政事務の委任なりや、否やに付ては相當の疑義を存する。蓋し國民教育のことと云ひ、失業救済のことと云ひ、恐らく國家として手を染めなければならぬ事項たるを失はないであらうけれども、一面市町村自治團體が地方的教養の方途を講じ、または地方的勞働需給の調節を圖ることも、地方的利益に貢獻するものとして、これを自治機能の範圍に屬すると認むるに何等の不都合もないではあるまいか。從て以上の如き市町村の管理機能を以て自治事務のうち如何なる範圍に屬するものと爲すべきやに付ては、立法論としても、解釋論としても議論の餘地を存することと思ふ。殊に現行制度と市町村長の管理に屬せしめられてゐる國家事務のうち、例へば市町村道の管理の如き乃至は都市に於ける交通衛生保安等に關する事業計畫、即ち所謂都市計畫事務の如き、その事務の實質より考案するならば、地方公共團體の利益のためにする典型的のものであつて、その本質に於ては寧ろこれを市町村の固有事務と解すべきものではあるまいか。これらの點は、自治機能に關する基本問題として將來の攻究を要すべき事項であると思ふ。

現在の國政事務と固有事務との區分に付いては、今後、尙研究を要すべき事項が尠なくないけれども、法律的分類を出來得るだけ實質的分類に近附かしめ、實質的分類に付いては、個々具體の問題に付いて之を究明し、以て兩者の區分を能ふ限り明確ならしめ、之を確定せしめて行くことが望ましい

のである。

地方公共團體の組織に關する事務は固有の事務であり、從て吏員の待遇に關する事務は固有の事務であることに間違ひないが、一般吏員の待遇に關して、國家が之を命令する様なことになれば、これに關する限り國政事務となつたものであつて、府縣、市町村が之を執行することとなれば、委任事務を處理することとなつて、法律又は勅令の規定に其の根據を必要とすることとなるのである。

例へば、市町村吏員に家族手當を支給することは、市町村の固有の事務であつて、其の必要があるかどうかと云ふことは、市町村が認定し、必要なしと認むるときは、之を支給しないことも自由であるわけであるが、國家が人口政策とか國民生活の安定とかいふ立場から市町村に對し、其の吏員にこれ／＼の家族手當を支給すべしと云ふことを命じたとすれば、この場合は、吏員の待遇に關する問題と雖も、家族手當に關する限り固有事務から、國政事務に轉移するのである。何となれば、市町村吏員の家族手當に付いては、當該團體の立場から見て之が支給の是非、必要の有無を判斷することを許さず、廣く國家的立場から、人口政策とか、國民生活安定策とか云ふ觀念から見直して、全國的に之が支給の是非、必要の有無を判斷して行く必要が生じたものであつて、國家事務的性質が著しく濃厚となつたからである。從て國家が市町村の自由に委せず、之が支給を命ずることも必要となつてくるのである。

第三節 國政事務費

地方公共團體は、國家の地方的施設の一である。本來國家の行ふべき公共的事務の中地方的事務の性質濃厚なるものは、之を固有事務として地方公共團體をして執行せしめ、地方公共團體は、之を其の存立の目的としてゐるのである。

又國政事務の中地方公共團體をして執行せしむるの便宜なるものに付いては、其の必要に應じ市町村に之を委任して執行せしめてゐる。

地方公共團體をして之等の事務に要する經費を處辨せしむる爲、國は自己の保有する財源の一部を地方公共團體に分與してゐる。其の方式として、抽象的に課稅權を賦與する場合と、現實に國庫より交付金を交付する場合とがある。

地方公共團體は此の二つの方式よりする収入を大宗とし、其の公共事務を處理するに必要な費用及び國家に依り負擔せしめらるる費用を支辨して其の存立の本旨を實現するのである。

而して地方公共團體が國家に依つて認容せられ又は負擔せしめられた權能を行使するに方り、財源の不足が之を阻害するが如きことあらんか、地方團體は其の本來の存立目的を没却することとなり、地方公共團體をして、行路困難に陥らしめる結果は、延いて國家自身の活力を減殺し、國家の損失を

招來することとなる。

もともと國家と地方公共團體とは其の目的を一にし、國民の福利増進を終局の目途とするものであつて、一方がやらなければ一方が當然に、之をやらねばならぬ相關々係に立つてゐるのであるから、國家が地方公共團體に對する財源の適正なる賦與を誤り、其の事務の遂行を、不完全ならしめる結果は、地方行政の不振を招來し、地方行政不振の結果は、國家自ら之を匡正せねばならぬこととなるのであるから、因果關係は直ちに國勢の上に反映して來る理である。而して我が國に於ける地方行政の實狀は果して如何であり、又如何であつたであらうか。

我が國運進展の結果、地方行政の内容を見るに其の種類は益々多きを加へ、其の事務は愈々繁劇を加ふるに至つた。

而して國及地方を通ずる財源の配分に至つては、舊態依然たるものであつた結果、滿洲事變前後より地方財政窮乏の狀は極めて顯著となり、悲惨なる狀況を呈するに至つた。

昭和十年、狀況捨て置き難きものあるに鑑み、時の岡田内閣は、内閣審議會なるものを設け「現下ノ國情特ニ國民經濟振興ノ必要ニ鑑ミ中央地方ヲ通ズル財政改善ノ根本方策如何」といふことに付いて審査せしむるところがあつた。

同審査會は最後は結論を出さなかつたけれども、同年十月二十二日中間報告を行つてゐる。右報告

の要領は凡そ次の如きものであつた。

一 地方財政の現況

第一 地方財政は近年再び膨脹の傾向に在り。

地方財政は大正中期以來其の膨脹極めて急激なるものあり。地方歳出が最高に達せるは、昭和二年度決算額十九億六千九百萬圓（道府縣は一般會計、市町村は一般會計及特別會計とす）にして、爾來經濟界の不況と共に漸減せるも、昭和七年度以降時局匡救事業の起興並に景氣の一部好轉に伴ひ再び増加の傾向を示しつつあり。昭和九年度當初豫算に依る地方歳出總額は十七億九千二百萬圓にして、昭和二年度決算額の九割一分に當る。

昭和九年度當初豫算に依る地方歳入總額は、十七億九千三百餘萬圓にして、内稅收入は五億八千二百萬圓（兵庫縣の市部分賦額三百九十萬圓を縣稅及市稅中に重複算入す）、即ち歳入總額の三割三分を占む。地方稅一人當負擔額は昭和四年度決算額十圓九十八錢を最高とし、爾來年々減少せるも、昭和八年度以降再び増加の傾向に在り、昭和九年度當初豫算に依る地方稅一人當負擔額は八圓九十七錢六厘にして昭和四年度の決算額の八割八厘に當る。

第二 地方稅賦課は綜觀して重きを加へつつあり。

道府縣、市町村を通ずる地方歳入總額に對する地方稅の割合は三割三分なるも、此の場合、道府縣に於て四割六分、市に於て一割八分、町村に於て四割五分となる。即ち地方稅は市に於ては總收入の約六分の一に當るに過ぎざるも、道府縣及町村に在りては何れも約二分の一を占む。

昭和九年度當初豫算に依る地方稅總額は五億七千八百萬圓（兵庫縣市部分賦額を重複計算す）にして殆んど其の全部が直接稅なり。一方同年度國稅豫算中直接稅の總額は三億千六百萬圓なり。即ち直接稅に於ては地方稅は國稅より多額を占め、國稅地方稅を併せたる直接稅總額の六割五分は地方稅に屬し、内道府縣稅二割六分、市町村稅三割

九分に當る。加ふるに地方税に於ては其税種少きを以て、所與の税源に對する賦課は概して重きを常とす。

(一) 三國税(地租、營業收益税、所得税)附加税

昭和九年度當初豫算に依る地租附加税總額は一億二千一百一十一萬圓にして、同年度國税地租豫算額五千八百二十六萬圓の約二倍に相當す。又同年度營業收益税附加税豫算額は四千四百三十八萬圓にして、國税營業收益税豫算額四千四百二十二萬圓より稍々多額を占む。

昭和十年度當初豫算に就て觀るに、各道府縣中三附加税を通じて其の賦課率法定制限内に止まるは東京大阪二府に過ぎず。其の他の道府縣に於ては三附加税を通じて何れも法定制限を超えて課税しつつあり。

元來營業收益税附加税並に所得税附加税は不況の影響に因り、又農地に對する地租附加税は地租法制定に伴ひ何れも減收を來したるを以て、地方團體としては概ね課率引上に依つて其の減收の一部を補ひつつある狀況なり。

(二) 家屋税

道府縣家屋税は道府縣税戸數割の廢止と共に一般的に創設せられたるものなる爲依然として之を以て歳入不足を補填するの性質を残存し、各地方の財政狀況に従ひ其の課率極めて區々に互る。加ふるに戸數割を賦課し難き市町村に於ては、家屋税附加税を以て其の代税と爲すを以て、此等の市町村に於ける家屋税負擔は特に重きものあり。

(三) 雜種税

雜種税は各種の税源を涉獵して多種多様の税目を包含し、昭和十年度道府縣豫算に依れば其の種目四十九に達し、其の税種適當ならざるもの、又は税種適當なるも課額適當ならざるもの少からず。

(四) 戸數割

町村に於ては一般に税源乏しきを以て、歳入不足を補完する爲戸數割は勢ひ重課を免れず。殊に他の税種に於て減收を來す場合に於ては、戸數割増徴に於て之を補填するもの多し。之を昭和九年度當初豫算に徴するも、町村税總額の五割四分五厘は實に戸數割の占むる所にして、其の全國平均一戸當賦課額は、十四圓八十九錢七厘に達す。町村税戸數割一戸當賦課額は昭和四年度を最高として漸減せるも、昭和七年度以降再び増加の傾向に在り。

加ふるに町村税總額に對する戸數割の割合も略右と同様の傾向を示しつつあり。

第三 地方税負擔は概して都市以外の地方に於て特に重きものあり。

地方税賦課の狀況を各團體別に觀るに其の間の實情必しも一ならず。從て地方負擔の輕重も區々に互るものあり。即ち都市は一般に比較的税源豐なるのみならず、税外收入に於ても有利の地位を占む。之に反し都市以外の地方は概して税源貧弱にして且税外收入も乏しく、從て所與の税源に對する租税賦課は一般に重きを致す傾向に在り。

(一) 直接國税の地方的分布狀況を觀るに、市部並に大都市を含む府縣は多額を占む。蓋し直接國税は全國畫一の標準を以て賦課せらるるものなるを以て、直接國税分布の現狀は大體に於て各地方の富力の大小を表現するものと推定することを得べし。

然るに一方各地方に於ける直接國税及地方税の總額中兩者の占むる割合を觀るに、市部並に大都市を含む府縣に於ては地方税の占むる割合比較的低く、之に反し郡部並に大都市を含まざる道府縣に於ては此の割合比較的高し。蓋し上記の如く、直接國税は大體に於て各地方の富力に應じて公平に分布せられたるものと推定することを得るを以て、之に對する地方税の割合に輕重の差あるは、畢竟地方税負擔が各地方毎に輕重の差あることを推知せしむるものなり。其の結果租税一人當負擔額は直接國税に於ては各地方毎に相當著しき差あるも、地方税に於ては其の差さまで著しからず。

- (二) 地方税課率は各地方に依り著しく高低の差あり。
 - (三) 大都市並に大都市を含む府縣は概して各種の税目に付き豊富なる税源を有するも、特に宅地租、營業收益税及所得税の附加税に付いては、斷然他を凌駕して多額を占む。
- 之に反し其の他の地方に於ては農地、家屋及戸以外は有力なる税源乏しきを常とするを以て、勢ひ此等に對する賦課特に重きを致す傾向に在り。

第四 以上地方税重課の原因凡そ左の如し。

甲 歲入

- (一) 概して税源豊ならず。殊に富の都市集中に伴ひ都市以外の地方に於ける税源は枯渴しつつあること
- (二) 經濟不況に伴ひ擔税力低下し其の回復まだ普遍的ならず、殊に農産物の價格は一般物價に比し低落の程度大なるを以て、擔税力の低下は村落に於て特に甚だしきものあること
- (三) 租税滞納の増加したるものあること
- (四) 國有林、國有地、官業及政府の保護に係る特殊産業に對しては一般に地方税を賦課し得ざること

乙 歲出

- (一) 不況に伴ふ租税收入減少の割合には歳出減少せざること
- (二) 國の立法其の他の施設に因り地方歳出の増加を來さしむることあること
- (三) 行政施設劃一的なる爲地方歳出の増加を來さしむることあること
- (四) 地方團體の規模小なる爲富力の割合に多額の經費を要するものあること
- (五) 地方官吏の更迭頻繁なる結果地方財政に根本的整理を加ふること困難なるのみならず、却て事功を急ぐ等

の爲不急の經費を投じたるものあること

- (六) 政争の餘弊動もすれば地方問題に及び爲に不急の經費を投じたるものあること
- (七) 市町村に於ては時に理事者に其の人を得ず、又は自治政紛争の結果財政の不整を來したるものあること
- (八) 國の補助政策に伴ひ地方に於ては時に其の實際の必要を超えて不急の事業を起し、爲に經費の膨張を來したるものあること

- (九) 人口増加に伴ひ義務教育費に多額を要すること
- (一〇) 道府縣に於ては教員恩給の増加著しきこと
- (一一) 自動車交通の發達に伴ひ道路橋梁費に多額を要すること
- (一二) 災害、失業救済、時局匡救及一般歳入減等の爲地方債累積し公債費多額に達せるものあること

以上の如く、内閣審議會は、當時の地方財政に付いて語つてゐる。此の當時の國內情勢は、經濟界は不況で、農産物の價格は下落し、農村は殊に困窮してゐた。従つて租税の滞納、小學校教員の俸給未拂等の不祥事が頻發し、而かも政界は舊態依然として政争を事とし、之が爲累を地方行政に及ぼし地方財政亦危きに頻する状態にあつた。滿洲事變後の政情は刻々危機をほらみ、農村出身の兵の實話

は、青年將校を刺戟し國內諸政革新の聲次第に高く正に其の前夜を思はするものがあつた。

表面は憂鬱停頓、裏面はふつ／＼として沸り立つものがあつた。

地方財政改善の爲特に實行の要ありと認めらるる諸點凡そ左の如し。

(一) 國費地方費の財源區分及負擔區分に關し再檢討すること

地方税の賦課重きを加へつつある現狀に鑑み國費地方費の財源區分に關し再檢討を加ふるの要あり。

他面從來に於ける國費地方費の負擔區分は必ずしも國費地方費の財源區分と相照應して定めらるることなく、又地方費に對する國庫の補助金交付金等の支出狀況も各科目毎に區々に分れ、其の間一貫を缺くものなきに非ず、從て今後國の立法其の他の施設に因り新に地方費負擔の増加を來さしむるに付ては、此の點に關し一層周到の用意あることを必要とすべし。

然れども本問題の解決は畢竟國及地方の租税制度乃至行政制度の改革に俟つにあらすんば其の徹底を期し難きを以て、將來此等の制度改革を行ふに當り根本的に再檢討を加ふるの要ありとす。

(二) 税源分布の地方的不均衡を是正すること

(三) 地方團體に對する各種補助金交付金等を整理すること

(四) 教育、産業、地方制度其の他各般の行政施設に付其の劃一化を革むること

(五) 小規模の地方團體は自作の圓滿なる運営を害せざる限り成るべく之を合併せしむること

(六) 高利其の他條件不利益なる地方債の借換整理を爲さしむること

(七) 地方財政に對する指導監督の徹底を圖ること

而して審議會の中間報告の結論は左の如きものであつた。

我が國財政の狀況が長く現狀の儘に推移するを許さざるは多く言ふを俟たざる所、而かも敍上地方財政の現狀よりするも其の根本的改善の爲には廣く國民經濟の振興を策し行政施設の改革を實行す

ると共に、當面中央地方を通ずる税制の根本的改正を斷行するを最も急務とすべきを以て、向後一兩年内に之を實施するを緊要なりと認めざるを得ず。

然りと雖も一面に於て地方團體中其の財政窮乏を告ぐるもの尠からず。又我が國民經濟の現況が地方農山漁村住民の疲弊特に甚だしきものあるに察すれば、右の地方財政改善の根本的方策樹立を待つを得ざるものあり。依て經濟力貧弱にして爲に財政窮乏を來せる地方團體に對しては、此の際應急的に國庫より一定金額を交付して其の税源の不足を調整せしめ、以て關係地方民の過重なる負擔を軽減せしむることは、我が現下の國情に特に緊要の措置なりと認む。

此の結果二千萬圓の町村財政補助金の交付が實施せらるることとなつたのである。之は全部の地方團體を對象としたものではなく窮乏特に著しき町村に限り交付の對象としたもので、金額も尠なかつた爲、地方財政匡正の上からは、全く焼石に水の如きものであつた。

唯この中間報告で、國費地方費の負擔區分の問題が取りあげられたことは、特筆大書すべきことであつて、地方財政上注目すべきことである。而してこのことは當時の地方財政の實狀から出て來た結論であつたのであるが、然らば當時の實狀は如何なるものであつたであらうか。

(A) 地方費中國政事務費狀況調

地方費中主要なる國政事務費 委任事務費
費用負擔
吏員に對する委任事務費を含む 推算額

第二編 地方財政各論 第九章 國費及地方費の負擔區分に關する問題

(一) 道府縣

科目	主要費目	金額	同上中國政事務たる性質を特に濃厚に帯べるもの	費目	金額
神祉費	神饌料、幣帛料	二四〇千圓	同	同上	二四〇千圓
教育費	師範學校費、中學校費、 高等女學校費、 實業學校費、 圖書館費	二六、九三三	師範學校費、 小學校教員恩給 及住宅補助	同上	八、七五五 四、二五七
土木費	道路橋梁費、 治水堤防費、 港灣費	九六、九一一	河道費、 砂防費	同上	一四、七三三 一四、四三三 一、一〇七
衛生費	各種傳染病豫防費、 屠畜検査費	一七、五四〇	各種傳染病豫防費	同上	六、三三六
社會事業費	救護費、少年救護院費、 行旅病人、死亡人諸費、 精神病院及同病者監護費	七、三三九	救護費、 行旅病人死亡人諸費、 精神病院及同病者監護費	同上	一、六六〇 五〇二 二、〇〇八 五、六九
警察費	警察費、 警察廳舍建築修繕費	八五、二六	同	同上	八五、二六
職員費	官吏及待遇官吏に關する諸費(他の科目に計上せるものを除く)	一五、〇五二	地方官官制、北海道廳官制、 都府縣官制、 都府縣委員會官制に依る官吏の俸給	同上	五、〇〇四
衆議院議員選舉費	費用弁償、備品費、消耗品費、通信運搬費	四四一	同	同上	四四一
諸達及揭示諸費	公報發行費、 揭示場費	八六	同	同上	八六

都市計畫費	都市計畫地方委員會費、 都市計畫事業費	一四、〇八一	都市計畫地方委員會費	同上	二、一五
道府縣廳舍費	道府縣廳舍建築費、 修繕費	一、四三三	同	同上	一、四三三
勸業費	地方森林會費、 地方測候所費、 種畜場費、 農林水產物及商品検査費、 農林水產物及畜牛結核検査費、 防疫、 害蟲驅除豫防費、 造林費、 開墾及耕地整理費、 荒蕪地復舊費	八五、七六九	地方森林會費、 地方測候所費、 農林水產物各商品検査費、 農林水產物及畜牛結核豫防費、 防疫及畜牛結核豫防費	同上	七、九六八 七、九六八 一、九六六 一、三三三

計
道府縣總額に對する割合
(一) 市 町 村

科目	主要費目	金額	同上國政事務たる性質を特に濃厚に帯べるもの	費目	金額
教育費	小學校費、幼稚園費、 實業學校補修費、 中等學校費、 青年訓練所費、 圖書館費	三〇九、七五〇	尋常小學校費、 青年訓練所費	同上	二四七、二九元
土木費	道路橋梁費、 用忍水路費、 港灣費	六八、九八四	國道費	同上	三、五三三
衛生費	傳染病豫防費、 汚物掃除費、 下水道費	二六、七〇〇	傳染病豫防費	同上	一、六六七
勸業費	商品陳列所費、 産業獎勵費	一九、八二二	同	同上	九、〇四三
社會事業費	救護費、 職業紹介所費	九、〇四三	同	同上	二八一

都市計畫費	四八、七九		二四、六四〇
役所役場費	四四、〇九		一〇、二五
警備費	一〇、二五	同上	三〇、一七
水火消防費	一〇、二五		〇、三三
計	五四七、四三		
市町村費總額に對する割合	〇、四二		

備考

- 金額は昭和九年度當初豫算額に依り特別會計を含む但し衆議院議員選舉費は昭和六年度分、國道費は昭和八年度分、道府縣の職員費中下段は昭和六年度分に依る
- 收用審査會費、行政執行費、徴發費、市町村吏員懲戒審査會費等は金額多きに上らざるを以て省略せり
- 教育費、土木費、勸業費及道府縣の衛生費、社會事業費に付ては區分の資料なきを以て大體補助費を除きたるもの(各種傳染病豫防費、救護費の補助は此の限に在らず)を以て大體國政事務費と連觀して計算せり
- 諸達及揭示諸費は其の半額を國政事務費と推算せり
- 道府縣の職員費及市町村の役所役場費は國政事務費の額と其の他の費用とに依り按分せり
- 尋常小學校費は尋常小學校の經常費とに依り按分せり
- 公債費、統計費、豫備費中には國政事務費も包含すと認めらるるも區分困難に付省略せり
- 國政事務費に對しては下渡金、交付金、補助金、手数料等支出に伴ふ收入あるも調査困難なるものあるを以て支出のみを掲げた

以上の數字で明瞭なる如く、道府縣、市町村の事務費中國政事務費と認めらるるもの占むる割合は極めて大きい。自治團體とは云ひながら、大方國政事務の委任を受けたものを處理してゐる狀況で

あつて、殊に道府縣の如きは道府縣費總額の七割三分八厘までが國政事務費であり、國政事務費の性質特に濃厚と認められるもののみを拾つてみてもなほ且三割二分八厘を占むるの多きに達してゐる。

市町村費總額からみると、國政事務費は、五割二分一厘の割合であるが、然し半以上を占めてゐるといふ結果になつてゐるのである。而して國政事務費の性質濃厚と認められるものは、二割六分五厘である。之を市と町村とに分けて調べて見ると、前に數字は掲げてゐないが市に於ては、國政事務費の總額が、前表に用ひた資料に依ると、二五一、一五五千圓で、市歳出總額に對する割合は二割九分九厘であるが、之を町村に付いてみるのに、國政事務費の總額が、二九五、六七六千圓で、町村歳出總額に對する割合は六割四分三厘に達してゐるのである。町村に至つては、國政事務費の性質特に濃厚と認められるものだけ拾つてみても、其の町村歳出總額に對する割合は、實に四割二分三厘に達するのである。而かも地方公共團體の純負擔關係が極めて多いのであるから、之が地方財政の壓迫となり、地方住民の租稅負擔を過重ならしめてゐることは明瞭である。之を試みに、内務省に於て全國各府縣に互り最も標準的と認められる約百の農村及山村に付いて、平均一農村、平均一山村を算出したものがあるが、之に依つて國政事務費の狀況を觀るに昭和九年度に於ては、

(イ) 農	村(戸)數	六三、三八	(ロ) 山	村(戸)數	三、二七五
	人口數	三八、七二		人口數	三、二七七
國政事務費		二九、六五〇	國政事務費		二七、一一九

國政事務に伴ふ特定収入	一一、三一六	國政事務に伴ふ特定収入	一一、五三一
差引純負擔	一七、三三四	差引純負擔	一四、五八八
村税總額	一八、〇二六	村税總額	一三、六一〇
村税總額に對する純負擔の割合	〇・九六	村税總額に對する純負擔の割合	一・〇七
歳出總額	四二、一九七	歳出總額	三九、三三四
歳出總額に對する國政事務費の割合	〇・七〇	歳出總額に對する國政事務費の割合	〇・六八

之に依つて觀れば山村に於ては、國政事務費の純負擔分が、當に村税總額を超ゆると云ふが如き狀況で、農村に於ても村税の大部分に當ることとなつてゐる。

如何に國政事務費の増嵩が、村財政を壓迫し、爲に農山村の如きは、何等自主的施策を講ずるに由なく、施策の貧弱は、税源を枯渇せしめ、原因か結果か、愈々其の疲弊の度を加ふるに至つたことは察するに難くないところである。

斯くして、國政事務費の地方財政壓迫は、甚だしき曲解を國民の間に流布せしめ、地方公共團體に對する國政事務の委任其のものが不都合であるといふが如きことさへが云はれるに至つた。洵に遺憾なことである。此の内閣審議會の研究の結果は、應急措置としては、二千萬圓の臨時町村財政補給金となつて現はれ、財政窮乏特に著しき町村に限り、國庫金の補給を受けることとなつたことは既述の通である。又中央、地方を通ずる税制の根本的改正の問題が取上げられ、潮、馬場案を経て、昭和十

五年實施の運びとなつたことも亦周知の通である。

第四節 戦時下の國政事務費

戦時國策を遂行し、高度國防國家體制の完成を促進する爲には、その施策の基點たる地方財政の強化確立を圖ることは、必要不可欠の要件である。戦近一層地方財政の認識が昂まり、地方財政の問題が喧しく論議せられることは蓋し當然のことであらう。

昭和十五年地方財源の大宗たる地方税制に付き劃期的改正を斷行したる所以も亦茲に存するのである。

近時戦争の進展に伴ひ、地方豫算の編成に當りては、戦争目的完遂に協力する建前の下に、國庫豫算の編成方針に即應し、重點を時局下銃後諸政策上又は國策遂行上緊要なる經費に置き、他の一般經費に付いては、力めて既定經費の整理節約を圖ると共に、新規經費の抑制に努むるの方針を採り來たりたるにも拘らず、近時歳出の膨脹を來たし、就中國政事務に關する地方經費の増嵩は一層顯著なるものがあつて、地方財政は税制改正實施に拘らず遽に逼迫し、地方税の賦課重さを加へつつある狀況である。

其の因つて來る所以を検討するに、昭和十五年度地方税制改正に因る地方財源の充實に不拘一般經

費に比して時局下緊急已むを得ざる経費の増加著しく、爲に地方の財政需要が急激に膨張したことに因由するもの大なりと認められる。

就中國政事務の地方公共團體に委任せらるるものが著しく増大し、然かも必要経費の財源に付いて充分なる對策のないことが、特に最近の地方財政窮迫化に付いて、其の最大の原因を爲してゐるものと推察せられる。

元來、地方公共團體に對して國家事務の委任せらるること自體は、地方公共團體の能力を超えざる限り、決して不都合だとか、避くべきものであるとかいふ問題を生じない。否むしろ地方行政將來の動向より察して、避くべからざるところである。年々増加して行くといふことは、國勢の進展と時局とに鑑み、蓋し、當然の現象と目せざるを得ない。

更に進んでは、寧ろ地方行政運営の圓滑化と云ふ點から考へても、地方自治の振興上から考へても委任事務の増加は好ましい所と云つても敢へて過言ではあるまい。

要は之を委任するに當つて、地方の財源に付いて充分の考究を遂げた上、委任事務遂行に付いて財政上支障を生ぜざるやう措置を講じたる上爲さるることが必要なのである。このことは大方の理解を願つて置きたい重要な點である。

本問題は斯の如く地方財政上の觀點よりして重要なのみならず、一面に於て地方公共團體に委任

せられたる國政事務そのものの觀點よりしても、不合理なる地方負擔の下に、國政事務の委任の行はるときは、其の事務の實績は擧がらないといふことも考へねばならぬのである。

斯くして國費、地方費負擔區分のは正は必要不可缺の問題となるのである。

從來に於ける國費地方費の負擔區分は必ずしも事務の性質並に國費地方費の財源區分と照應して定めらるることなく、又地方費に對する國庫の補助金交付金等の支出狀況も區々であつて、其の間一貫を缺くものが尠なくなかつた。古い調査ではあるが、前に述べた昭和九年度の決算額に基く地方費中の負擔區分に關する調査を閲讀されても明瞭であらう。

從來の實例に於ては、主務省に於ては、専ら其の主管事務の改良擴張に急にして、地方財源の如何に付き周到なる研究を缺いてゐたところが尠なくなつたのである。

國費、地方費の負擔區分に付て、國費の支出の方式は如何なるものがあるかと謂ふに、從來、負擔區分の明確なる觀念の把握を缺如してゐたが爲に、種々の方式がある。種々の方式があると謂ふよりは、むしろ種々の形に於て行はれてゐる結果となつたと云つた方がよろしいのである。あまり深い考へを持たないで、從來の國費支出の形式に倣つて、交付したに過ぎないと云つたものが尠くないのである。

國庫の交付金は、實際の豫算上の名稱としては、補助金、助成金、獎勵金、下渡金、交付金、補給

金、負擔金等種々に呼ばれてゐる。一般的に之等の國庫交付金は、委任事務費たると、固有事務費たるとを問はず、交付せられる。而して委任事務費に對して交付せられるものは、國費と地方費との費用分擔の意義があるものであるから、國費、地方費の負擔區分の上から問題として取り上げられる交付金である。

然し固有事務費に對するものは、之を國家的に見て獎勵し、助成することの必要より交付するものであつて、負擔區分の意義が全然含まれてゐないものであるから、負擔區分の上からは問題とならない。

費用分擔の見地からする交付金に、警察費國庫下渡金、義務教育費國庫負擔金と云つたものがあり、獎勵助成の見地からする交付金に、各種の勸業補助金がある。

負擔區分の見地からする國庫交付金には、定率を以てするものもあれば、定額を以てするものもある。警察費國庫下渡金、義務教育費國庫負擔金の如きものは、地方公共團體の實際の支出額に對して定率を以て支出する。昭和十四年度以前の義務教育費國庫負擔金の如きものは、地方公共團體の現實の支出額に對して定額によつて支出せられてゐた。

國費、地方費の負擔區分是正の必要に關しては屢々各種政府機關に依つて強調せられて來た。本問題は随分久しい、古い問題とさえ言へるのである。

然し最近の事例として眞先に登場して來たものは、曩に述べた昭和十年の内閣審議會の報告書である。

これより先、明治三十二年閣議決定を以て各省主管の事務にして、地方事務及地方負擔に關する事項に關しては、各省大臣より事前に内務大臣に協議することとせられてゐるが、之が實施の實際を見るのに、往々にして之が協議を缺くものがある等、其の實績は擧つてゐない。之が勵行の必要は、時局の進展、各種行政の繁多と共に、愈々其の度を深め、時局下喫緊の要務と稱しても全く過言ではない。

又獨り財務當局、事務當局のみならず國民一般の翹望するところとさへなつて來たことは、帝國議會の論議等に於ても充分之を察知し得るところである。

明治三十二年の内閣決定關係の文書を左に掲記する。

内閣達 第六五號

左ノ通閣議決定相成候間此段及御通牒候也

明治三十二年七月二十四日

内閣書記官長 安 廣 伴 一 郎

内務次官 小 松 原 英 太 郎 殿

各省主管ノ事項ニ付法律命令若ハ訓令等ヲ發シ又ハ施設ヲ爲サムトスルニ方リ他省主管ノ事務ニ關係アル事項ニ付テハ法律勅令等ハ閣議提出前命令處分等ハ發布若ハ決定前其ノ他ノ施設等ハ實行前豫メ其ノ關係アル省ニ協議スル

ヲ要ス 其ノ地方團體ノ事務若ハ負擔ニ關係アル事項ニ付テハ内務省ニ協議スルヲ要ス

地方政務ニ關シ各省主管ノ事項ニシテ内務大臣ニ協議ヲ要スル件

秘甲第一七二號

別紙地方政務ニ關シ各省主管ノ事項協議ヲ要スル件提出ス

明治三十二年五月二十三日

内務大臣 侯爵 西 郷 從 道

内閣總理大臣 侯爵 山 縣 有 朋 殿

秘甲第一七二號

地方政務ニ關シ各省主管ノ事項協議ヲ要スル件

凡ソ地方政務ノ舉否ニ付テハ大體ニ於テ内務大臣之ガ視察督勵ノ任ニ居ルノ素ヨリ論ヲ俟タズト雖モ各般特種ノ事項ニ就テハ主務各省大臣ノ監督ニ屬セリ而シテ各省大臣ノ監督ニ屬スル地方事務ノ伸縮増減ハ常ニ内務大臣ノ與リ知ルヲ要スル所ナリ何トナレバ地方廳ノ經費ハ内務大臣ノ所管ニ屬シ各般事務ノ舉否ハ一ニ經費ノ供給如何ニ係リ其ノ地方公共團體ノ事務ニ關スル事項ニ付テハ之ガ監督上一層ノ注意ヲ要スルモノアレバナリ
輒近國務ノ伸張ニ伴ヒ地方ノ事務著シク増加シ之ガ經費ノ供給ニ關シテハ本大臣ノ夙ニ焦慮計策スルトコロニ係レリ從來ノ實驗ニ依ルニ主務各省ニ於テハ専ラ其ノ主管事務ノ改良擴張ニ急ニシテ其ノ二十七、八年戰役後數年來ノ實況ニ徴スルモ各省主管ノ事務ニシテ法律命令ノ結果トシテ地方廳事務ノ増加ヲ致シタルモノ從前ニ比シテ六、七ニ達スルモノアリ而シテ地方廳ノ經費ヲ顧リミレバ之ヲ増加シタルコトナキノミナラズ依然之ガ窮乏ヲ訴フル狀況ナリ是等地方事務ノ増加アル毎ニ地方官ハ經費ノ増額ヲ求メ内務省ニ於テハ之ガ増額ノ已ムヲ得ザルヲ認メザルニ非ザルモ奈何セン國費ノ大計上遂ニ今日ノ實況ニ推移シタリ加之從來各省主管ノ事務ニ付キ法律命令ヲ發スルニ

當リ其ノ地方廳及地方公共團體ノ事務若クハ其ノ負擔ニ關係アルモノノ如キ成案前豫メ内務大臣ノ合議ヲ經ルモノナキニ非ザルモ未ダ一定ノ例ヲ示サズ隨テ諸省ニ於テ命令ヲ發スルニ方リ其ノ將來ノ關係如何ハ或ハ之ガ研究ヲ缺クルモノナキヲ保セズ今日ノ實況ニ推移シタル固ヨリ故ナキニ非ズト信ズ

今ヤ大ニ地方政務ノ整理ヲ圖ルニ際會シ各省ニ於テ法律命令若クハ訓令等ノ立案アルニ方リテハ其ノ苟モ地方事務ニ關係アル事項ハ成案ニ臨ミ其ノ地方廳若クハ地方公共團體ノ事務及負擔ニ影響ヲ與フル程度ヲ審査シ豫メ必ズ内務大臣ニ内議アラシコトヲ望ム庶幾クハ地方廳及地方公共團體事務ノ整理統一ノ上ニ於テ目下ノ困弊ヲ除キ將來ノ發達ヲ期スルヲ得ン歟

右決定案ヲ具シ閣議ヲ請フ

明治三十二年五月二十三日

内務大臣 侯爵 西 郷 從 道

決 定 案

各省主管ノ事項ニ付法律命令若クハ訓令等ヲ發シ又ハ施設ヲ爲サムトスルニ方リ其ノ地方廳及地方團體ノ事務ニ關シ若ハ地方團體ノ負擔ニ關係スル事項中法律勅令等ニ在リテハ閣議提出前其ノ他ノ命令等ニ在リテハ發布前其ノ他ノ施設等ニ在リテハ實行前豫メ内務大臣ニ協議スルヲ要ス

又中央及地方を通ずる税制の根本的改革を斷行する爲、政府に於て設けたる税制調査會の答申書中に、地方財政に關しても答申があり、其の中にも負擔區分に關する一項目が唱はれてゐる。

即ち如何に税制の改革が斷行され、以て地方財政の再建が圖られ、團體間の財源調整とか國民負擔の均衡化とか云ふことが實現せられても、將來愈々多きを加へんとする國政事務の委任に付いて、其

の國費、地方費の負擔區分を確立するにあらずんば、地方財政は、桶の底に穴のあいたままで水を盛るに等しく、結局財源不足で底止するところを知らない結果となる惧れがある。

一度新税制に依つて、地方財政が落ち著いた上は、如何に弾力性があるとはいへ、將來課せらるべき負擔に付いては、其の財源とのにらみ、あひに於て行はれるやう考慮せらるべきものであつて、この用意を怠るに於ては、再び往年の窮迫化を招來しないと誰が保證し得ようか。負擔區分の確立こそ地方財政の確立の爲、絶對不可缺の要件であることを再三再四述べて、大方の注意を喚起して置きたいと思ふ。

五、税制調査會答申（昭和十四年十月二十六日決定）

（一）地方財政ノ監督ヲ徹底セシムル様監督機構ヲ強化スルコト

（二）地方團體ニ對シ國ノ事務ヲ委任スル場合ニ於テハ其ノ財源ニ付考慮スルコト

（三）六大都市ト其ノ所在府縣トノ間ニ財源ヲ跛行的ト爲ラザルヤウ考慮スルコト

嘗て昭和十六年七月、政府に於て決定せられた財政金融の基本方策要綱に於ても亦、地方財政に關して負擔區分することに觸れ、之を強調してゐることは、戦時下財政金融の國策樹立の上に於て、洵に當然の措置である。

六、財政金融基本方策要綱（昭和十六年七月十一日閣議決定）

第一方 針

戦時諸國策遂行ノ經濟的基礎ヲ強化確立シ高度國防國家體制ノ完成ヲ促進スル爲メ財政金融ニ關シ所要ノ改革ヲ行ヒ國家資金力ヲ計畫的ニ動員配分スルト共ニ資金運用上ノ方針機構及方法ヲ改善シ綜合計畫經濟ノ圓滑ナル運営ノ下ニ國家經濟力ノ最高度ノ發揮ヲ期ス

第二 財政政策ノ改革

（一）會計制度ノ改革

（二）税制ノ改革

（三）公債ノ發行及消化ノ計畫化

（四）地方財政ノ改革

地方財政ニ關シテモ國家財政ノ改革ニ即應シ全國民經濟運営ノ見地ヨリ之ヲ統制スルト共ニ地方的特色ヲ發揮セシメ地方民力ノ強弱ノ差ヲ補正シテ全國的ニ冗費ヲ節約シ且ツ中央ヨリノ委任事務又ハ中央ト協力スル事業ノ財源等ニ關シテ必要ナル調整ヲ行フ

第五節 國費及地方費の負擔區分問題

國費及地方費の負擔區分に付いて如何なる具體的方針を確立すればよろしいかと云ふに、私は凡そ次の如きものではないかと思ふ。

（一）専ら國の必要に基いて施行する各種の事務又は事業に關する費用は、其の全額を國庫に於て負擔することの方針を確立し、既往のものにして之に副はざるものあるときは、速かに之を是正

すること

(二) 事務又は事業の性質上、當該費用の一部を地方費負擔と爲すことを適當とするものに付いては、各種のものに付き其の性質に應じ負擔割合を定め、將來の方針とすると共に、既往のものに付いても之に従ひ速かに是正の途を講ずること

(三) 右の條項に付いては關係法令に之を明定し置くこと

負擔の割合は、事務の性質により異なるものあるは當然なるも、其の定め方は、必ず確定率を以てすること

現行制度中に見られる如き、例へば「國庫ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助ス」とか「三分ノ一以内ヲ補助ス」とか云ふ方式は之を廢止すること

(四) 國費を以て支辨する施設若は事業に付き所謂地元公共團體に對して、分擔金若は寄附金を納付せしめ、或は右施設若は事業に關聯して種々の施設を爲さしむるが如きことなからしむること

(五) 國有地及官設工場所在地地方公共團體に對しては、國庫より交付金を交付すること

大體以上の如きことが實施せらるるならば、負擔區分の問題は其の目的の大半を達成し得ることとなるであらう。尤も地方費の負擔となる部分に付いても其の財源を考慮してやらねばならぬことは勿論である。

以上に依つて國費及地方費の負擔區分の問題は、大體御理解を願つたことと思ふが、最近解決し若くは目下論議せられつつある實際の重要問題に付いて、之を負擔區分の立場から説明することに依つて、一層理解を深めて戴きたく思ふ。

(1) 昭和十五年行はれた税制改正の際に、併せて歳入方面に於ける國費、地方費の負擔區分、歳出方面に於ける所謂委任事務の整理の問題が考慮せられたのであるが、是等の問題は各省間に互る大きな問題であつて、一朝一夕に片付け得る性質のものではないので、當局としては、最も早急に實現を要し、且つ比較的簡單に解決のつくものに手を染めて、残りの問題は、今後不斷の努力を續けて朝に一城を抜き、夕に一城を陥れる體の覺悟を以て進むこととなつた。

而して税制改正と共に解決した問題は、二、三ある。即ち義務教育費に付いては、小學校教員俸給(俸給及赴任旅費)を道府縣支辨とし、國庫負擔金を二分の一の定率とした。

又警察費連帶支辨金は、之を十分の三半に統一し、又最近の制度たる職業紹介法に依る地方負擔は之を廢止することとした。

警察費連帶支辨金に付いては、二分の一位にするのが適當と思はれるが、これまで餘りにも低率であつたので一舉に二分の一に引上げることは不可能な事情もあるので、一般府縣分は十分の三・五と決定を見たのである。

十分の三・五に決定した理由は、従来の支出率が、東京府に對しては千六百萬圓迄は六割、其れ以上にては十分の三・五、大阪府に對しては十分の三・五、其の他の府縣に對しては六分の一即ち十分の一・七弱の不均率であつて甚だ不合理であつたものを是正し、一般府縣分を大阪府の現行率、東京府の實際上の現行率程度に引上げ統一したものである。

(2) 青年教育施設充實と負擔區分の問題 現在青年學校に付いては、男子に於ては義務制が實施せられ、女子に於ては未だ義務制は實施されてゐない。男子の義務制も亦昭和二十一年を完成年度とし、逐次義務制を實施しつつある。戦争の勃發は、青年教育の充實整備を要求するや切なるものがある。當初文部省當局は、義務制完成の年度迄は、經費其の他も増嵩を來たしめざる様措置し、晝間制を理想とするも、當分の間夜間制をみとむることとし、従つて施設に於ても、國民學校の教室等のあいてゐる時を利用し、専任教員の設置困難であれば國民學校の教員の兼任をみとむる等、青年學校義務制の實施に依り地方の負擔は増加せしめざる方針を以てすすむこととした。

青年學校生徒の自然増加に伴ふ經費の増加はやむを得ないところであるが、義務制が實施せられることに依る經費の増加はない考へ方であるから、地方公共團體に對して之に關する財源の付與を行つて居らないのである。

青年學校の施設等に關する事務が國政事務であることは通説であるが、然し國政事務たる性質の濃

厚なるものは考へられない。子弟の教育に付いては、夫々地方公共團體が務めねばならぬところであり、かくすることに依つて地方自治の振興が圖られるのであるから、地方的事務の性質が多分に存するところである。然れども之が當該團體の自由に委ねられ、當該團體の實狀に即して適當に行はれてよろしいものであれば格別、義務附けられるに於ては、國政事務の性質濃厚なるものとして考へざるを得ない。然し國費、地方費の負擔區分の問題となれば、實際が多分に地方の利益となることであるから、地方も亦或る程度の負擔を爲すべきものと考へる。

兎まれ、青年學校義務制の實施と云ふことになれば、國費及地方費の負擔區分を確定するといふことが、重要な前提要件となることは論を俟たぬところである。

この負擔區分の問題の解決を避けて、義務制の實施に入つたといふことは、實に驚くべき無謀といはねばならぬ。但し青年學校教育費國庫補助法といふものがあつて、青年學校教員の俸給及手當に充てしむる爲、國庫が市町村に補助金を交付し得ることとなつてゐるが、右は「毎年度豫算ヲ以テ定ムル金額ヲ支出」といふが如き、極めて不完全なる定め方である爲、實際の狀況は教員の俸給及手當等に對して十分の一位の補助金にしか當つてゐない。尤も昭和十七年度から豫算額が若干増額したけれども、尙云ふに足りないところである。

(イ) 恐らくは、現在其の必要の最少限度からみても、青年學校の爲に所要教室數は數萬に達し、

其の所要建築及設備費は、一億數千萬圓にも達するのではないかと思はれる。果して地方公共團體は此の負擔に堪へ得られるであらうか。

(ロ) 又教員の養成設備を整備し、専任教員を増加し、其の待遇を、國民學校の教員に比し若干優遇するものとせば、之に要する地方費は、年々巨額に達し、現在の經費の倍額にも達するであらう。果して地方公共團體が此の負擔に堪へ得るであらうか。

正しき國費と地方費との負擔區分の確立を圖るにあらずんば、遂に經費の點から青年學校義務制の實施は破綻を生じ、累を地方財政に及ぼし、國家の爲甚だ憂慮すべき結果を招來するであらう。

斯くして私どもは、青年學校の義務制實施に付いて負擔區分の確立を圖るべし、然らずんば地方は漫然たる、前途の見透しなき負擔に應ずる能はずと叫んでゐるのである。

地方の實狀はどうか。當初文政當局があまく見てゐたやうな、一時凌ぎの方策ではやつて行けなくなつて來たのだ。

地方は晝間制に依る完全なる青年教育の實施を望んでゐる。それには設備が足りない、教室が足りない、教員も足りない。文政當局の青年教育の獎勵は大いに結構だ。然し足が之に伴はない。頭ばかり先に進んで足が之に伴はないから、甚だ覺束ない足取りで進んでゐる。

然し地方は中央の事務的進捗の如何に拘らず、現實の要求に追はれるから、青年教育に必要な設

備の充實を圖らねばならぬので、或は校舎の建築費に充つる爲の起債の許可を申請し、或は青年學校の經費を處辨する爲に必要な増税に依ることとし其の許可を申請して來たりするのであるが、財務當局としては、負擔區分の確立を得ない以上は、漫然地方費の増嵩をみとめて起債の許可等をするわけには行かぬと云つて之を却下する。

この矛盾撞著に似た現象が最近年々繰返へされて、地方のものは或は中央のふがひなさを嘆じ、或は無理解を叫んでゐる様な結末である。果してこのやうな状態がいいのか、戦時下の青年教育は果して、このやうな状態がいいのか。

斷じて不可である。地方公共團體が青年教育の爲に安じて邁進し得る如く體制を備へてやらねばならない。この爲には、國費及地方費の負擔區分の確立を圖ることが急務中の急務である。このことに付いて文政當局者の猛省を促してやまぬ次第である。

(3) 防空諸施設と負擔區分の問題 防空の諸施設に關する事項は、之を事務の性質に鑑みるに、國政事務に屬するものであることは明瞭である。即ち軍防空に即應して實施すべき民間防空は、消極的ではあるが戦闘行爲の一部に屬するものとも見られ、又事實に於て一地方の利害にのみ依つて防空計畫を立てることは許されない。常に國家大若は國家的見地からの種々の考慮が加へられ、地方に義務的に施設を命ずる部面が極めて多いからである。

尤も防空に關する事務は、其の種類も多く、其の内容も亦區々なるものがあつて、國政事務的性質の極めて濃厚なるものもあり、地方的性質の濃厚なものもある。

従つて國費、地方費の負擔區分と云ふ立場から論ずれば、全額國費を以て支辨するを適當とするもの、大部分國費を以て支辨するを適當とするもの、又は相當部分地方費を以て支辨するを適當とするものがあるわけである。

防空に關する事務若は施設の性質を檢討し、夫々具體的事項に付いて國費及地方費の負擔區分を確立することは、防空と地方財政との調和の上に於て喫緊の時務であつたのである。

戰爭の進展と共に防空施設の整備擴充は焦眉の急と爲り、之に要する經費は莫大に達する趨勢にあつたのであるが、一方、地方財政上より觀るときは、未だ防空に關する經費の負擔區分も確立せられず、防空にどれだけの經費があるのか、其の財源は如何にして調達すればいいのか、其の要求に係る數字の莫大さに氣壓され、一は時局費の増嵩に伴ふ地方財政の窮迫化が眼前にあつた爲、防空の問題は地方財政上の重大問題となり、正に一大難關に逢著せるの觀があつた。

由來防空法は、昭和十二年に制定せられたのであるが、當時は防空演習の經驗と、第一次歐洲大戰及其の後に於ける航空機の發達の程度に應じて立案せられたもので、其の内容は主として、防空演習を組織化し、我が國民の防空の態勢を整備せんとしたに過ぎないものであつた。

其の後航空機の日覺ましき發展と我が國の經驗とに徴し、又屢次行はれた防空演習の實績を鑑み、法令の上に幾多の不備と缺陷とが指摘せられることとなつたのに鑑み、之が改正の要は、極めて切實となり、遂に第七十七帝國議會に之が改正法律案が提案せられた次第である。

この改正法律に依つて、多年懸案であつた。防空に關する負擔區分の問題も、若干解決を見、未だ不十分ながらも改善の一步を踏み出したのである。其の要領は左の如くである。

(イ) 從來府縣の負擔となつてゐた防空監視及之に伴ふ通信の費用に付いてであるが、防空監視と通信とか云ふ事務若は施設は、直接軍防空の一部を構成するものであるとも考へられ、殊に一地方の利益とは全く關係のないものであり、然かも之に相當莫大の經費も要することであるから、之に要する經費は全額國庫の負擔とすることに改められた。

従つて將來は監視所の如きも國費を以て建設し修繕すべきこととなり、現在の施設は、之を國に移管せられることとなつた。

(ロ) 防空の監視及通信に従事する防空勤務員の扶助に要する費用も亦全額國庫負擔となつた。

(ハ) 右の外防空施設に對する國庫補助のことが定められた。其の補助額が何分の一以内となつてゐるやうなものは、負擔區分に明確を缺くものがあるが、實際問題として出來るだけ確定率に近いものとし、補助の對象となる豫算上の單價も實際に近く引上げることとなつた。

(4) 軍都又は軍港と所在市町村の經費負擔の問題 戦争遂行上當然のことではあるが、陸軍關係の軍事施設若は軍事工廠等を中心とする都市所謂軍都とか、又海軍關係の軍事施設若は工廠等を中心とする所謂軍都とか、軍港とかの發展は洵に顯著なるものがある。

都市の膨脹發展といふが、この位素晴らしい速度を有する都市の膨脹發展は稀有のことであらう。こまかいことは、事、軍機に關係するので云へないが、この素晴らしい發展につれて、所在市町村が住民の福利増進の爲に、又軍關係の施設の妨害とならぬやうにする爲に、種々の事業を行はねばならなくなつてくることも事實である。

人口の増加に對處する爲に、住宅がいる。國民學校の増改築が必要となつてくる。上水道の擴張や下水道の修築も必要だ。又塵芥處理や尿尿處理の設備も、屠殺場の設備も不足して行くので之を補はなければならぬ。中等學校も、收容人員を増さねばなるまいし、交通機關即ちバスや電車の臺數を増し、道路の擴張も考慮しなければならぬことは勿論である。

又軍の施設の必要とか軍の需要の爲には、港をとざして別に之を求め、學校其の他の施設を移轉する必要も起つてくるのである。之等のことの爲に實に莫大の經費を必要とする。

にも拘らず、軍都、軍港に於ては、人口の増加に比して歳入殊に稅收入に於ては何等見るべきものがないのである。

官業の事業は營業稅の對象とはならないし、また國有地、國有財産は、地租、家屋稅の對象とならない。

多數の勞務者は、血氣壯んなもので増殖率も大きく、一人當りの行政費は嵩むけれども、其の割に資力はない、擔稅力は低い。

又軍關係では從業員の日用品の如きも共濟會の如き制度があつて之を賄ひ、所在市町村の商人とはあまり交渉を持たぬものが多く、従て人口の増加の割合には地元金に金が落ちない。

斯る事情が存するので、所在市町村は經費が増嵩を來すと共に軍關係以外のものの稅負擔が比較的荷重となり、財政的には、動脈硬化的現象を生じてくるのである。

之が世に喧しい所謂軍港地問題の概要である。いいとか悪いとかいふ批判の問題ではなくて、現實にかうなつてゐて、どうにかしなければならぬといふ實行の問題なのである。

之が對策としては、海軍には海軍助成金といふものがあつて、軍の施設と密接なる關係を有する都市に對し、財政援助の意味を以て國庫金を交付してゐる。其の額も逐年増加しつつある。陸軍には助成金の制度は未だ設けられてゐないが、財政援助の爲國庫金を交付した事例は存する。

又地方分與稅の配付稅の分與に於ては、第三種配付額決定に當つて「官業ノ規模大ナルモノアルコト」とか、「人口の増加著シキコト」とか、「國民學校兒童數ノ増加著シキコト」とか云ふことが、考

慮せられることとなつてゐる結果、軍都、軍港には比較的多くの第三種配付額が流れることが豫想される。

然し、以上の如き現在の程度の方法のみには、軍港地の財政窮乏に對して殆んど焼石に水の如き感があるのである。何等か根本的對策が講ぜられるにあらずんば、軍港所在市町村が立ち行かなくなるばかりでなく、軍港自體も亦其の機能を阻害せられ、軍本來の目的を達成することが困難となる恐れがあるのである。

之が根本的對策として如何なることが考へられるであらうか。或は地方制度の方面からみて、之を取り上げるといふ考へ方もあるであらう。

即ち普通の市制町村制を以て之を律することが果して適當であるかどうか。軍の意嚮を極めて強く反映せしめて市政町村の運営に當らねばならぬ所、いはば軍の施設あつての市町村、軍の施設の上に其の運命を託してゐる市町村を律するのに普通の市制町村制を以てすることが果して適當であるであらうか。軍港都市とか軍都とかいふ特別都市に關する法制を組み立て、むしろ軍が直接之を管理してゆくか又は軍の意思を強く反映せしめ軍の責任を明かにする仕組みの方が、行政運営の上に於て切實且有效ではないかといふ考へ方も成立つのではないかと思ふ。然しこの問題は、地方制度の特例ともなるので輕々に論ずることは出来ないし、茲に私はこのことを問題として取り上げてゐるのではない。

い。私は、むしろ本問題の解決も、國費及地方費の負擔區分を確立することにあるのではないかと思ふ。

軍港とか軍都に於て、普通の都市に見られるが如き人口の自然増加に依り、諸施設を之に對應せしむる爲經費の増加を要するのであれば、當該團體としては、自ら其の財源を調達し、必要なる施策を講ずべきであることは論を俟たぬところである。

然るに國家の施設の異常なる發展膨脹に依つて、所在市町村が異常なる諸施設の擴張整備を行ひ、且異常なる經費の増嵩を餘儀なくせらるるに於ては、之が負擔を地元市町村にのみ委ねることは不合理である。

軍の施設の必要の爲に、學校を移轉し、港を移すといふが如き費用を地方民に負擔せしむることは夫れ自體が甚だ不合理なことである。

軍港地や軍都の文化施設は、一般住民の福利増進になることは勿論であるが、軍港や軍都が完全に其の效用を發揮する爲に是非とも必要なのである。

軍の施設の發展膨脹は、所在市町村の發展の因となるのであるが、同時に所在市町村の發展充實は軍の施設の效用を發揮する上に於て必要不可缺の問題なのである。

茲に於て専ら軍の必要に基きて要求される事務若は施設は、國政事務若は國家的事業の性質が濃厚

なものであるから、其の全額を國庫に於て負擔するのが適當である。

又異常なる軍の要求に基くもので、異常なる經費を要する施設に付いては、或は上水道について、或は土木事業に付いて、何れも現行法令の規定する補助率を超えて、高度の國庫補助をする必要があるのではないかと思ふ。豫算補助のものにあつても特に多額の補助金を交付し得る如く各種の事業に付いて規準を定めることが必要である。

官業又は軍の施設に付いて、税金相當額を國庫より支出すべしとの説もあるが、之は一應國庫より支出すべき金額の標準にはなると思ふが、本質に觸れた議論ではないと思ふし、實際負擔區分の立場から云へば、必ずしも税金相當額に拘束される必要はないと思ふ。

斯くして私は、軍港地等も所在市町村の經費負擔の問題も結局正しき解決は、國費及地方費の負擔區分の確立に依つてのみ可能なのではないかと思ふ。

近年此の負擔區分の問題が次第に喧しく論ぜられるやうになつてから、各主務省の間にも本問題に關する注意が漸次喚起せられ、年々改善是正の途を辿つてゐることは明かに看取せられる。即ち、最近に於ける時局費と之に對する國庫支出金との關係を極めて概括的ではあるが、調査してみると凡そ次の如くである。

自昭和十二年度
至昭和十六年度 戰爭關係經費及負擔狀況調

年 度	支 出 總 額	同 上 指 數	負 擔 區 分			
			國 費	同 上 指 數	地 方 費	同 上 指 數
昭和十二年度	四九、八〇、七一一	100	九、〇三、四九八	100	四〇、七九、〇三三	100
昭和十三年度	一〇一、八〇、一九九	二〇四	三三、四七、三六五	三七九	六七、三二、〇四三	一六五
昭和十四年度	二〇一、〇四、〇一〇	四〇三	七三、七六、三三三	一八三	一二七、二七、六七七	三二二
昭和十五年度	三三四、二四三、六二二	六九二	一三八、〇九、六六六	一、五三三	二〇六、一四、九五五	五二一
昭和十六年度	五二一、〇三二、三四五	一、〇四六	一八七、二四六、七六六	二、〇六三	三三三、七八五、六九九	八一九

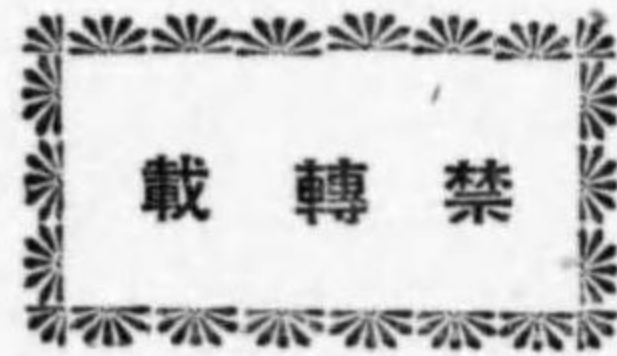
(備考) 昭和十二年乃至昭和十五年度は決算額

昭和十六年度は昭和十六年九月一日現在豫算額

戰爭關係經費には防空、軍事保護並に銃後施設、轉失業對策、物資物價對策、軍關係土木建築、經濟警察、増産計畫、國民運動、職員に對する臨時給與等の經費を計上した。

出版會承認 あ390419號 3,000部

地方行政全書一地方財政



昭和十八年八月二十八日印刷
昭和十八年九月五日發行

配給元 東京都神田區淡路町二丁目九番地 日本出版配給株式會社

定價金貳圓八拾錢
特別行爲
稅相當額金拾錢
合計金貳圓九拾錢

著者 小林 千秋

發行者 東京都小石川區水道町四十七番地
河 中 俊 四 郎

印刷者 東京都本郷區眞砂町三十六番地
龜 谷 良 一
(東京二一六)

印刷所 日東印刷株式會社

發行所

東京都小石川區
大和町十三番地

良書普及會

振替口座東京六四四九番
電話小石川〇三六・三三六・三三九

927
157

終